

# 裁 決 書

地方公務員災害補償基金宮城県支部審査会

裁 決 書

審査請求人	宮城県 [REDACTED]	高 野 由 美
審査請求代理人	宮城県 [REDACTED]	弁護士 庄 司 捷 彦
	宮城県仙台市 [REDACTED]	弁護士 杉 山 茂 雅
	宮城県 [REDACTED]	棟 林 由美子
	宮城県 [REDACTED]	堀 籠 拓
	宮城県 [REDACTED]	石 垣 好 春
	宮城県 [REDACTED]	加 藤 経 司
	宮城県 [REDACTED]	横須賀 栄美子
	宮城県 [REDACTED]	原 田 憲
	宮城県 [REDACTED]	斎 藤 みや子
	宮城県 [REDACTED]	富 樫 昌 良

宮城県		鈴木	新
宮城県		金田	基
宮城県		上原	長吉
宮城県		佐藤	晃
宮城県		松本	千登美
宮城県		丑田	今日子
宮城県		高橋	秀弘
宮城県		猪又	聡
宮城県		佐藤	啓二
宮城県		前谷津	剛
宮城県		渋谷	信賢
宮城県		鈴木	吉雄
宮城県		蜂谷	洋子

処分庁

宮城県仙台市

地方公務員災害補償基金  
宮城県支部長 村井嘉浩

上記審査請求人が、平成20年6月10日付けで提起した公務災害認定処分に対する審査請求について、以下のとおり裁決する。

### 主 文

処分庁が平成20年4月9日付けをもって審査請求人に対して行った公務外認定処分はこれを取り消す。

### 理 由

#### 第1 審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求の趣旨は、地方公務員災害補償基金宮城県支部長（以下「支部長」という。）が、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、平成20年4月9日付けで請求人に対して行った公務外認定処分を取り消すとの裁決を求めるということにある。

##### 1 経過

請求人の亡夫、高野啓（以下「被災職員」という。）は、昭和61年4月1日から教員として採用され、平成12年4月1日から石巻市立貞山小学校の勤務となり、6年2組学級担任、研究主任等を担当していた。

請求人は、平成12年6月11日に発生した被災職員の自殺による死亡（組頭による）は公務に起因するものであるとして、平成15年10月14日付けで公務災害認定請求書を支部長に提出したところ、支部長は本件について公務外の災害と認定し、その旨を平成20年4月9日付けで請求人に対し通知した。

請求人は、この決定を不服として、平成20年6月10日付けで当審査会に対し審査請求に及んだものである。

#### 第2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として審査請求書及び反論書などによると、要旨次のように述べている。

1 認定通知書において、学校職員の転勤や6年生担任、研究主任は、誰しもが経験するもので、被災職員に限った特別な事ではないと一般化し、被災職員の置かれた特別な状況を理解せず公務外と認定されたことは、実態を全く無視した評価によるものであり、承服できない。

2 認定請求書「自殺認定基準に基づく検討」の項について

(1) 「職務従事状況等について」において「貞山小学校への異動及び6年生の学級担任としての職務について」は誰もが経験をすることで特別に過剰な職務であったとは認められないと評価しているが、転任1年目は、担任する生徒、学校の置かれている現状、保護者はじめ地域との関わりが全く無い所から始まり、どんなに経験を積んだ教職員でも不安を覚え見通しの持てないままに1年目を過ごすこととなる。信頼関係を築きつつ、通常の職務を果たす学校現場は大きな緊張を強いられ、1年間をかけて学校の取り組みや慣行などを理解するのである。さらに6年生の担任の場合は、学級づくりにとどまらず、児童のリーダーとして6年生が複範を示す必要から、そのための指導や、4月の児童会の「1年生を迎える会」や「交通安全少年団の結団式」の指導、5月の運動会への参加取り組み等、4月は1年で最も多忙をきわめ、特に転任したばかりの職員は重圧や負担がより一層大きくなる事の認識は、学校現場の実態を理解する上で欠くことができない。

(2) 「研究主任としての職務について」においては、被災職員に限った特別なことではなく、担任教員であれば論しもが抱く不安や問題等であり、被災職員が一人で抱え込んで研究を進めなければならないような状況は見られず過重な職務を強いられていたとは認められないと評価しているが、研究主任が行う校内研究は、従来は各教科の指導のあり方を取り上げて研究がなされていたが、平成14年度から児童生徒に豊かに生きる力を育むことをねらいとした「総合的な学習」のカリキュラムが導入されることとなり、平成11年度から全国の学校で試行の取り組みや研究が始まり、平成12年度と13年度はその移行期間として年45時間の「総合的な学習の時間」を設定し、具体的な指導カリキュラムの作成、実践が求められていたことから、「総合的な学習」はそれまでの学校の教科書には全くなかった新しい教育内容で、教科書はなく、児童の実態や地域の特性を踏まえて、特色ある教育活動を行うことをねらいとしている。

自殺認定基準の「特別な状況下における職務j」とは医学経験上、強度の肉体的過労、精神的ストレス等を生じさせる可能性のある職務であり、例えばF異常な出来事・突発的事態」の発生時以降職務又は大規模プロジェクト、制度の創設・改廃、条例の制定・改廃、緊張を強いられる折衝、伝染病・集団食中毒の発生に伴う対応等、通常の日常の職務に比較して、特に困難な職務を行うことを命じられるなどをして、当該職務に従事したことがこれに該当するとされている。

教育内容の改正を背景にした「総合的な学習」をテーマとした校内研究は、教職員にとっては未知なる研究分野であり、「総合的な学習」の導入は、当時の学

校現場では経験したことのない全く新しい教育内容であり「大規模プロジェクト、制度の創設」に相当するものである。

被災職員は、研究主任としての職務を果たすべく職場内でも教務主任や副研究主任と毎日相談し指導助言を受けながら研究を進めていたとの証言があるが、被災職員は、「何を相談しても『好きなようにやれ』と言われるばかりで、何をどのように進めていいのかわからない」と転任後妻や同僚に終始口に出しており、被災職員が研究を進めることに日々困窮し悩んでいた事実が校長はじめ職場の同僚にまったく理解されていない。

被災職員は、自殺前日の土曜日でも学校に出かけ教務主任と会い相談をしていたが、手さぐりの校内研究に理論的、実銭的な助言が得られないことから、被災職員はますます困りはてて焦り、家に帰って家族との団らんを削って研究や資料作成の仕事をしつづけるを得ない状況に追い込まれていった実態が全く理解されていない。

- (3) 「時間外勤務時間について」において、「貞山小学校勤務時の状況については、子どもの迎えのため、5時15分から20分頃には退庁していたようである。」とあるが、貞山小学校赴任以前の事実で実態の把握がなされていなかった現状が明らかである。

貞山小学校の校長は、さらに「研究主任を担当すれば一般的に連日連夜深夜に至るまで自宅作業を行わなければならないというものではないと考えます。」と証言しているが、校長の日前で悩んでいた被災職員の生活実態とは全く欠け離れた認識であり、校長本人も4月に転任して来たばかりで学校全体の実態を十分に把握できていない状態であった。

被災職員が求めていた校内研究に関する指導助言が得られなかった結果、逆に研究推進の困難と焦りを感じて自宅に持ち帰って研究主任としての仕事をする状況に追い込まれていったことが理解されていない。

誤った内容の中でなされた証言や記述によって被災職員公務の過重性が著しくゆがめられて評価されるに至ったことは明らかなので全く承服できるものではない。

自宅での仕事は誰も現認していないが、被災職員の机の上にあるワープロには、研究推進にかかわる内容のプリントが約70ページ保存されていた。この資料はすべて提出しているがこの資料は、被災職員が職務を全うしようと努力をしていた事実を現わすものであり、この事実からも、過重な負担を強いられていたことは明白である。

- 3 本災害の原因は、「公務」の過重によるものである。

認定通知書において「本件に係る医学的知見」として、被災職員が事務引継ぎを行った平成12年3月28日以降から4月の貞山小学校の異動前に「うつ状態」にあったこと、4月下旬頃からうつ状態が悪化しICD-10でいう「F32-うつ病エピソード」

ト」を発症し、5月8日頃には本件精神疾患を明らかに発症していたことを認めている。

また、「被災職員は、研究主任としての職務を行っており、請求人や同僚等の証言からも当該職務が被災職員にとっては最も肉体的にも精神的にも負担を感じていたことは明らかである。」としている。しかし、校内研究について校長や同僚は「副研究主任や教務主任と毎日話し合いながら指導助言を受けながら進めていた」と証言し、自宅での持ち込みの仕事について校長は、「研究主任を担当すれば一般的に連日連夜深夜に至るまで自宅作業を行わなければならないというものではないと考えます。」と証言をしていて校内研究の進め方に何も問題はなく被災職員の負担を一般的な不安や負担の程度にしか考えていない。

しかし、被災職員は内示を受け事務引継ぎをしたその夜から研究主任としての準備を始め、4月に赴任し新学期の多忙の中、6年生を担当しつつ、初めての研究主任として4月26日には、第1回研究推進委員会を開いており、この頃、被災職員は「もう学校を辞めたい」と請求人や友人に話している。

5月12日には、第1回校内研究全休会を開いているが、その数日前の5月8日頃には、本件精神疾患を発病していたのである。

普通の仕事量では起こるはずのない病気が起こったことは、明らかに過重な職務だったからである。15年近い教員としての豊富な知識や経験を持ち、教育の道にさらに励む決意で転任希望を出して貞山小学校での勤務を始めた被災職員の職務の実態が全く理解されず、被災職員の性格に原因を求めた認定結果は全く承服できない。本災害の原因は、転勤に併って変わった職務内容の過重によるものであり、「公務上の災害」と認定されるべきである。

### 第3 原処分をした支部長の意見

支部長は、審査請求は棄却されるべきであるとの弁明番を平成20年8月28日付で当支部審査会に提出したがその理由として、要旨、次のように述べている。

#### 1 認定の考え方

- (1) 地方公務員災害補償制度において、災害(負傷、疾病、障害又は死亡)が公務上の災害と認められるためには、職員が公務に従事し、任命権者の支配管理下にある状況で災害が発生したこと(公務遂行性)を前提として、公務と災害との間に相当因果関係があること(公務起因性)が要件とされており、実際の認定は、地方公務員災害補償法施行規則(以下「規則」という。)及び「公務上の災害の認定基準について」(平成15年9月24日付け地基補第153号。以下「認定基準」という。)に基づいて行われる。

疾病については、一般的にその発生原因が外面的には明らかではないため、公務上外の認定に当たっては公務起因性の有無が重要な判断要素となる。

つまり、疾病は、種々の原因が複雑に絡み合っ発症するものとされており、その原因のうちで、職員がもともと有していた素因(体質的にある特定の疾病にかかりやすい状態をいう。)や基礎疾患(現在の疾病に先行して継続的に存在し、現在の疾病の

発症又は増悪の基礎となる病的状態をいう。)が疾病の発生に大きく関与している場合が多いため、公務起因性の判断は、個々の事案に即して、医学的知見をも参考にして総合的に行うこととなる。その結果、疾病を発症させたと考えられる種々の原因のうち、公務が相対的にみて有力な発症原因と認められる(公務と疾病との間に相当因果関係がある)場合に限り、公務上の疾病として取り扱われるものである。

また、本件は、公務に関連して自殺をしたとして公務災害認定請求されたものであり、規則別表第1第8号及び認定基準の記の2の(3)のキの「公務に起因することの明らかな疾病(公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病)」と認められ、さらに、認定基準の記の3の「公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって生じたことが明らかな障害又は死亡」と認められるか否かについて検討することとなる。

(2) 具体的には「精神疾患に起因する自殺の公務災害の認定について」(平成11年9月14日付け地基補第173号。以下「自殺認定基準」という。)により判断することとなる。

また、精神疾患については自殺認定基準の記の第4の4において、自殺認定基準を準用することとされているため、自殺認定基準を準用して判断することとする。

なお、自殺認定基準の基本的考え方は、以下のとおりである。

#### ア 認定要件

自殺の原因としては、公務に関連するものの他に、傷病苦、経済問題、被災職員又は家族等に係る事故・事件の発生、うつ病・統合失調症等の精神疾患、アルコール依存症、家庭問題(家庭内暴力、家族の病気・死亡、教育問題、家庭不和・離婚問題など)、異性問題、交友関係等が考えられる。また、自殺については、被災職員の性格等種々の要因も影響する。

このため、自殺認定基準においては、精神疾患に起因する自殺が公務上の疾病と相当因果関係をもって生じたことが明らかな死亡として公務上の災害と認定されるためには、次の要件のいずれかに該当し、かつ、被災職員の個体的・生活的要因が主因となって自殺したものではないこととされており、その具体的要件については、以下のとおりである。

- ① 自殺前に、公務に関連してその発生状態を時間的、場所的に明確にしうる異常な出来事・突発的事態に遭遇したことにより、驚愕反応等の精神疾患を発症していたことが、医学経験則に照らして明らかに認められること
- ② 自殺前に、公務に関連してその発生状態を時間的、場所的に明確にしうる異常な出来事・突発的事態の発生、又は行政上特に困難な事情が発生するなど、特別な状況下における職務により、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務を行うことを余儀なくされ、強度の肉体的過労、精神的ストレス等の重複又は重積によって生じる肉体的、精神的に過重な負担に起因して精神疾患を発症していたことが、医学経験則に照らして明らかに認められること。この場合において、精神疾患の症状が顕在化するまでの時間的間隔が、精神疾患の個別疾病の発症機序等に応じ、妥当と認められること



なお、内因性うつ病、躁うつ病、統合失調症等、いわゆる狭義の精神疾患は、医学上、本人の素因的要因が発病に関与する程度が大きいとされていることから、当該精神疾患を発症したことによって、自殺に至った場合は、当該精神疾患の発症機序に関する医学経験則に照らし、厳正に行うこととされている。

さらに、自殺認定基準においては、「異常な出来事・突発的事態」とは、医学経験則上、驚愕反応等の精神疾患を発症させる可能性のある異常な出来事・突発的事態をいい、例えば、精神疾患に起因する自殺の直前に発生した爆発物、薬物等による犯罪又は大地震、暴風、豪雨、洪水、高潮、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な状態がこれに該当するとされている。

次に、「特別な状況下における職務」とは、医学経験則上、強度の肉体的過労、精神的ストレス等を生じさせる可能性のある職務をいい、例えば、「異常な出来事・突発的事態」の発生時以降の職務又は大規模プロジェクト、制度の創設・改廃、条例の制定・改廃、緊張を強いられる折衝、伝染病・集団食中毒の発生に伴う対応等、通常の日常の職務に比較して、特に困難な職務を行うことを命じられるなどして、当該職務に従事したことがこれに該当するとされている。

次に、「通常の日常の職務」とは、被災職員が占めていた職に割当てられた職務のうち、正規の勤務時間内に行う日常の職務をいうとされている。

次に、「強度の肉体的過労、精神的ストレス等の重複又は重積」とは、医学経験則上、「特別な状況下における職務」に従事したことにより生じる、精神疾患を発症させる可能性のある強度の肉体的過労、精神的ストレス等の重複又は重積をいい、例えば、次のような事態、状況等（以下「事象」という。）の重複又は重積が該当するとされている。この場合において、「強度」の肉体的過労、精神的ストレス等の有無については、被災職員と職種、職等が同等程度の職員との対比において客観的に判断する必要があるとされている。

(7) 肉体的過労等が発生させる可能性のある事象

- ① 1週間程度から数週間程度にわたる、いわゆる不眠・不休の状態下で行う、犯罪の捜査若しくは火災の鎮圧又は、危険、不快、不健康な場所等において行う、人命救助その他の被害の防禦等
- ② ①の職務遂行中における二次災害、重大事故等の発生への対処等
- ③ 期限の定められている職務のため数週間程度から1か月程度にわたって行う、特に過重で長時間に及ぶ時間外勤務（週40時間を超える程度の連続）
- ④ 通常の日常の職務に比較して、特に精神的、肉体的に過重な職務のため、1か月程度以上にわたって行う、過重で長時間に及ぶ時間外勤務（週数十時間程度の連続）
- ⑤ 上司、同僚、部下等の事故、傷病等による休業又は欠員の発生等による上記に準ずる、肉体的過労等を生じさせる諸事象

この場合、時間外勤務の評価に当たっては、時間外勤務の事実と業務内容等が証明されることが必要であり、事実関係が不明確である場合は評価の対象とされ

るものではない。

なお、「数週間程度」とは、自殺前の週を含めて2週間から3週間で、また、「週数十時間程度」とは、自殺前の週を含めて週20時間から30時間をいうものである。

また、業務上の必要性等から自宅において作業を行ったとの申立てがある場合、自宅作業は、任命権者の支配管理下になく、しかも、任意の時間、方法及びペースで行うことが可能であるため、原則として勤務公署における時間外勤務と同等に評価されるものではないが、業務が繁忙であり自宅で作業をせざるを得ない諸事情が客観的に証明された場合については、例外的に、自殺前に作成された具体的成果物の合理的評価に基づき付加的要因として評価されるものである。

#### (イ) 精神的ストレス等を発生させる可能性のある事象

- ① 第三者による暴行、重大な交通事故等の発生
- ② 組織の責任者として連続して行う困難な対外折衝又は重大な決断等
- ③ 機構・組織等の改革又は人事異動等による、急激かつ著しい職務内容の変化
- ④ 極度のおつれきを生じるような職場の人間関係の著しい悪化
- ⑤ 重大な不祥事の発生
- ⑥ その他の上記に準ずる精神的ストレス等を発生させる諸事象

なお、公務に関連する自殺であっても、精神疾患に起因しない自殺は、公務上の災害とは認められないものである。

#### イ 症状顕在化までの時間的間隔

精神疾患は、諸種の原因によって発症に至るものであるが、特別な状況下における職務により、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務に従事したことがあり、その後に精神疾患を発症したとしても、特別な状況下における職務により、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務に従事してから精神疾患を発症するまでの時間的間隔が医学的に妥当なものと認められなければならない。

このため、自殺認定基準では、特別な状況下における職務により、通常の日常の職務に比較して過重な職務に従事してから、精神疾患の症状が顕在化するまでの時間的間隔が医学上妥当と認められることを要件として明示している。

ここで、「症状の顕在化」とは、「自他覚症状が明らかに認められること」をいうものとされている。

## 2 自殺認定基準に基づく検討

- (1) 貞山小学校への異動及び6年生の学級担任としての職務については、被災職員は湊小学校勤務時の平成3年に6年生を担当しており、6年生を全く初めて担任するというだけでなく、さらに、被災職員は15年近い教員としての豊富な知識や経験を有していたことを併せて考えると、異動に伴い6年生を担当することになったとしても特に過重な職務であったとは認められない。
- (2) 被災職員が担任していた学級の状況については、請求人及び所属から提出された

資料からは、被災職員が学級経営が成り立たず、時間外勤務を行わなければならないほど学級経営に奔走していたという状況も認められないことから、貞山小学校への異動、異動に伴い6年生の学級担任をすることとなったことは、教師として求められる通常の職務の範囲内のものであり、特に過重な職務を割り当てられていたとは認められない。

- (3) 研究主任としての職務については、「総合的な学習の時間」の実施に向けた校内研究を進める中で本人が抱いていた不安や問題等は、異動に伴って初めて研究主任を担当することとなった被災職員に限った特別なことではなく、研究主任としての担当教員であれば誰しものが抱く不安や問題等であったと推測される。研究主任としての職務を遂行するに当たって、特に大きなトラブルが発生していた等の特段の事情は認められない。初めて研究主任を担当する場合に限らず、それまで経験のない職務を遂行する場合には誰しものが大なり小なりの不安や問題等を抱えるものである。貞山小学校だけが「総合的な学習の時間」の校内研究を行っていたわけではなく、被災職員も全く初めて校内研究に関わるということでもない。「総合的な学習の時間」は各学校の創意工夫、特色を生かすことが求められており、各学校独自の取り組みであるとされていることから、「総合的な学習の時間」のための校内研究の進捗状況や内容も各学校で異なっていたと推測されるが、ある程度の校内研究の進め方等については研修会等で指導がなされており、前任校である山下小学校でも同じ「総合的な学習の時間」について校内研究を行っていたことから、「総合的な学習の時間」の目的や研究の進め方等についてはある程度のノウハウはあったものと考えられる。被災職員が異動に伴って初めて研究主任としての職務に携わることが特に困難な状況であったとは認められず、また、「総合的な学習の時間」について校内研究として取り組むことは被災職員だけに限った特別なことではない。転勤してすぐ研究主任になることについては、被災職員の勤務経験からすれば、異動後に6年生の担任と研究主任を担当することが全くの異例な人事であるとまでは認められず、被災職員が特別な状況下における職務に従事していたとは認められない。

校内研究を進めるに当たっての被災職員への支援体制については、支援体制が十分であったということとはできないが、少なくとも副研究主任や教務主任とは相談しながら研究を行うことができる体制にはあったものと認められ、支援体制や副研究主任との役割分担が機能しなかったことによって、被災職員が一人で抱え込んで研究を進めなければならないような状況となり過重な職務を強いられていたとは認められないことから、被災職員が行っていた研究主任としての職務は、研究主任として割り当てられた通常の職務の範囲内のものであり、異動に伴い研究主任としての職務に従事したことが、精神疾患を発症するほどの強度の肉体的、精神的負担であったとは認められない。

- (4) 時間外勤務時間については、被災職員は連日深夜まで自宅で仕事をしていた旨申し立てているものの、自宅での作業時間すべてを研究主任としての作業に費やしていたのか、私的用途に費やしていたのか判断することはできないし、自宅での作業

時間も、あくまで請求人の推測の域を出ない。仮に自宅での作業時間を評価するとしても、被災職員は自宅で作業を行う必要性があり、自宅において研究主任としての作業等に従事していたであろうという評価に留まるものであって、請求人の申し立てている自宅での作業時間をそのまま評価することはできない。また、評価に値する自宅での作業時間を明示することはできないし、質的にも過重な負担となるような自宅作業であったと判断することもできない。

以上のことから、被災職員の本件精神疾患発症前における職務従事状況、下記「本件に係る医学的知見」等から総合的に判断すると、本件精神疾患発症前に被災職員が行った職務が相対的に有力な原因となって、本件精神疾患を発症したものとは認められない。

(5) 本件精神疾患発症後の職務従事状況(平成12年5月以降)については、異常な出来事・突発的事態に遭遇したことによる驚愕反応等の精神疾患の発症は、認められない。また、特別な状況下における職務により、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務を行うことを余儀なくされ、強度の肉体的過労、精神的ストレス等の重複又は重積によって生じる肉体的、精神的に過重な負担に起因した精神疾患の発症)に該当するか否かについては、職務従事状況をみると、行事等仕事が煩雑だったとされているが、被災職員が行っていた職務は、いずれも被災職員に割り当てられた通常の日常の職務の範囲内のものである。

出退勤時刻についても、「出勤時刻(ほぼ、午前7時45分ごろ)、退勤時刻(ほぼ17時30分～18時30分)に帰宅していた。」「6月に入ってから退勤時刻は、ほぼ午後5時30分過ぎであった。」とされており、特に過重で長時間に及ぶ時間外勤務を行っていたとは認められない。

校内研究の状況については、指導助言に当たっていた教務主任も、「研究のことで、被災職員を厳しく責めたことは一度もない。」と申し立てており、研究の遅れや取り組み状況等について被災職員が叱責されるような状況は認められていない。

また、連日連夜深夜に至るまで、ましてや食事の時間まで借しんで自宅作業を行わなければならないような職務負担を強いられていたという状況も認められない。

自宅での作業については、「本件に係る医学的知見」においては、「被災職員は、被災職員の性格など個体的要因及び本件精神疾患であるうつ症状によって、実際はそれほど研究に遅れが出ていないにもかかわらず、研究が思うように捗っていないと思ひ込み、焦りや不安から強いストレスを抱き、自分の状態も十分に判断できないほどの精神的消耗を来し、その結果、自分自身を責めるという悪循環に陥り」とされていることから、本件精神疾患発症後については、被災職員は研究の進捗状況等を正常に判断出来ない状況にあったものと考えられ、請求人が申し立てているような自宅での作業時間を要するほどの過重な職務を強いられていたとは認められない。

以上のことから、本件精神疾患発症後における職務従事状況、「本件に係る医学的知見」等を総合的に判断すると、被災職員は本件精神疾患発症以後に従事した職務により、本件精神疾患について、自然的経過を早めて著しく増悪させた結果、死亡(自殺)した

ものとは認められない。

- (6) 事実経過、その他請求人からの申し立て、所属から提出された資料等に基づき、地方公務員災害補償基金理事長（以下「理事長」という。）が委嘱した複数の専門医の合議結果としての鑑定意見である「本件に係る医学的知見」は、次のとおりである。

被災職員は、事務引継ぎを行った平成12年3月28日以降、「(3月28日)表情は、出かける前の明るい表情とは一転して暗くかたい表情にかわっていました。」、(3月29日)自分の一番苦手なこと、みんなを動かす立場になるということを考えていたら、ここ数日で3キロもやせました。」、(3月31日)貞山小学校での新しい校務に悩んでいるように感じました。」、(3月31日)被災職員はまったく話をせず、ずっと黙っていました。かなりまいっているなと思いました。」等と山下小学校の同僚が証言しているように、4月の貞山小学校への異動前から既に肉体的、精神的な不調が認められており、精神疾患を発症していたとまでは認められないものの、研究主任としての職務に対する嫌悪や不安等から「うつ状態」にあったものと考えられる。

貞山小学校への異動後の被災職員の様子については、請求人によると、「4月下旬から「もう学校を辞めたい」と言うようになり、5月連休には実家の父親に「6年担任でその上研究主任という仕事が大変で、辞めたくなくなった。」とこぼしていた。」、(4月29日の祝日)終始疲れている様子でした。」、(5月上旬)「精神科にかかりたい気分だ」だとか「学校辞めたい」とか言い出しました。」、(5月の連休明け)大きなため息ばかりつき、食欲もあまりなくなって食事を残すようになりました。」等とされている。

以上のことから、被災職員は4月下旬頃からうつ状態が悪化してICD-10でいう「F32うつ病エピソード」（以下「本件精神疾患」という。）を発症したものと推測され、支部専門医の意見書で指摘されている平成12年5月8日頃には本件精神疾患を明らかに発症していたと考えられる。

本件精神疾患発症前の職務従事状況については、被災職員は平成12年4月に石巻市立貞山小学校に異動し、6年2組の学級担任と研究主任としての職務を主に行っていたとされている。

異動に伴い6年生を担当していたことについては、人事異動によって職場や仕事内容が変わればある程度の肉体的過労や精神的ストレスが生じることは一般的なことであり、また、いずれの学年を担当したとしてもある程度の肉体的過労や精神的ストレスを伴うものであって、6年生を担当したことが他の学年と比べて著しく精神的なストレスになるとは考えられないし、異動に伴い6年生を担当した教員がすべからず精神疾患を発症するとは考えられない。

さらに、被災職員は研究主任としての職務を行っており、請求人や同僚等の証言からも当該職務が被災職員にとっては最も肉体的にも精神的にも負担に感じていたことは明らかである。

しかしながら、研究主任としての職務については、被災職員は初めて行ったとされるが、研究主任に限らず初めての職務を担当すればある程度の精神的ストレス等は生じるものである。また、上述の事務引継ぎから異動までの被災職員の様子からも、自分の苦手な分野であったこともあり被災職員が必要以上に研究主任としての職責を重く受け止めていたにすぎず、所属が異動して間もない被災職員に対して到底できないような研究主任としての役割を求めたり、無理難題を要求していたという状況はなく、被災職員が思い悩まなければならないほど研究の進捗状況に遅れがあったとも認められていない。また、副研究主任によると、「研究のことについての話は毎日のように行っていた。研究の進め方について話し合った。」とされており、さらに、教務主任からも随時アドバイスを受けており、研究主任としての職務を行う上で被災職員が孤立して精神的に追い込まれるような状況も認められない。

以上のように、事務引継ぎから異動までの被災職員の様子や異動して1か月という非常に短い期間で発症していることから被災職員の脆弱性も否定できず、被災職員の教員としての経験年数を考えても、被災職員に割り当てられていた4月以降の公務が誰しもに本件精神疾患を発症させるほどの肉体的過労、精神的ストレスをもたらすとまでは認められない。

本件精神疾患発症後についても、本人は研究主任としての職務等に従事しており、自宅においても引き続き連日深夜まで仕事を行っていたとされている。

しかしながら、平成12年5月以降に被災職員が行っていた公務が、本件精神疾患について、自然的経過を早めて著しく増悪させ、又は自殺させるほどのストレス要因であったとは認められない。

なお、被災職員は、被災職員の性格など個体的要因及び本件精神疾患であるうつの症状によって、実際はそれほど研究に遅れが出ていないにもかかわらず、研究が思うように捗っていないと思ひ込み、焦りや不安から強いストレスを抱き、自分の状態も十分に判断できないほどの精神的消耗を来し、その結果、自分自身を責めるという悪循環に陥り自殺したものと考えられる。

以上のことから、本件精神疾患発症後の職務従事状況についても、特別な状況下における職務により、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務を行うことを余儀なくされていたとは認められず、公務が相対的に有力な原因となって、自殺に至ったとは認められず、本件死亡（自殺）は、公務との相当因果関係が認められないことから、公務外の災害と認定したものである。

#### 第4 審査請求の理由に対する弁明

支部長は、審査請求書に対し次のように弁明を行っている。

- 1 請求人は、「認定通知では、学校職員の転勤や6年生担任、研究主任は、誰しもが経験し得るもので、被災職員に限った特別な出来事ではないと一般化し、被災職員の置かれた特別な状況をよく理解しないままに決定された結果は、学校現場の実態を全く無視した評価によるものであり、承服できない。」と主張している。

しかしながら、支部長は、上司や同僚からの証言や所属から提出された資料等に基づき被災職員の職務状況を具体的に検討し、自殺認定基準に照らして評価した結果、本件自殺と公務との相当因果関係は認められないと判断したものであり、請求人の主張は失当である。

- 2 請求人は、「総合的な学習の時間」の導入は、当時の学校現場では経験したことのない全く新しい教育内容であり「大規模プロジェクト、制度の創設」に相当するものであった」と主張している。

しかしながら、被災職員が「総合的な学習の時間」の校内研究を進める上で不安や悩み等を抱いていたことは認められるが、平成11年度の貞山小学校校長によると、「総合的な学習の時間」への移行期間であることについては、11年度校内研究のまとめにもあるように、次年度に繋がる方向が確かめられ、今後の見通しや課題も明らかになってきたので、特に大きな取り組みの研究になるとは考えにくい」とされており、提出されている資料等からも研究主任としての職務を遂行するに当たって、特に大きなトラブルが発生していた等の特段の事情は認められない。所属によると、「総合的な学習の時間」の校内研究については、「被災職員が赴任する前年度の平成11年度から着手している。平成12年度は研究2年目であり、研究の下地はできてきつつある段階と推察するが、平成12年度から13年度の移行期間を経て平成14年度からの本格実施に向けた取組を担当することになった被災職員としては、まだまだ未知の分野の学習内容であり、校内研究をどのように推進していくべきかについて見通しが立たない面があり不安に思う気持ちはあったことと思われる。」とされているが、平成12年4月28日には宮城県石巻教育事務所主催で「小・中学校の研究主任（研究主任通算経験1年目及び2年目のみ）を対象に、望ましい校内研究の進め方を把握させ、校内研究のリーダーとしての自覚と専門性の確立を図るとともに、各学校の校内研究の充実と教職員の資質の向上を図ることを目的」として「平成12年度管内小・中学校校内研究研修会」が実施されている。これらのことよりに研究主任としての職務は被災職員に割り当てられた通常の日常の職務の範囲内のものであり、「大規模プロジェクト、制度の創設」を含む「特別な状況下における職務」に該当せず、また、校内研究の進め方等については、研修会等で指導がなされていること、さらに、被災職員が行っていた研究主任としての職務の範囲内であることから、当該業務が通常の日常の職務と比較して特に困難な業務であるとは認められず、請求人の主張は失当である。

- 3 請求人は、「時間外勤務時間について」の記述の中に、貞山小学校勤務時の状況については、「子どもの迎えのため、5時15分から20分頃には退庁していたようである。」とあるが、貞山小学校赴任以前の実態であり実態の把握がなされていなかった現状が明らかである。」と主張している。

しかしながら、所属から提出された貞山小学校での同僚職員等からの証言に基づき

被災職員の貞山小学校における職務状況について検討したものであり、請求人の主張は失当である。

- 4 請求人は、「被災職員が求めていた校内研究に関する指導助言が得られなかった結果、逆に研究推進の困難と焦りを感じて自宅に持ち帰って研究主任としての仕事をする状況に追い込まれていったことが理解されていない。」「自宅での仕事は誰も現認していないが、被災職員の机上有るワープロには、研究推進にかかわる内容のプリントが約70ページ保存されていた。この資料はすべて提出しているがこの資料は、被災職員が職務を全うしようと努力をしていた事実を現すものであり、この事実からも、過重な負担を強いられていたことは明白である。」と主張している。

しかしながら、所属によると、副研究主任との役割分担については、「大きな役割分担をしていなかった。」「研究主任が校内研究の計画を立案し、それをたたき台として副主任との話し合いを日常的に行っていた。」とされており、また、「直接的な研究推進にあたっては、常に、教務主任が、研究推進にあたっての不明な点、進め方等に対する助言を行っていた。」「研究推進にあたって、研究内容についての相談は、良き理解者として主に教務主任と行っていた。」「校内研究推進にあたって不明な点があると、教務主任から研究推進のための指導助言を求めていた。」等とされているように、少なくとも副研究主任や教務主任とは相談しながら研究を行うことができる体制にあり、実際、副研究主任とは毎日のように研究についての話し合いを行っており、さらに、状況に応じて教務主任の指導助言を受けながら研究を進めていたものと認められることから、「校内研究に関する指導助言が得られなかった」とする請求人の主張は失当である。

また、被災職員が行ったと申し立てている自宅作業については、被災職員があくまでも個人的な事情により自宅での作業を選択しており、業務が繁忙であり自宅で作業をせざるを得ないような事情は客観的には認められない。さらに、被災職員が自宅の自室に籠もってからの状況については請求人も現認しておらず、作業時間すべてを職務に費やしていたのか、それとも私的用途に費やしていた時間もあったのかを判断することは不可能であり請求人の申し立てている自宅での作業時間はあくまで請求人の推測の域を出ない。さらに、被災職員が机上有るワープロに保存されていた約70ページのプリントについても、それがすべて自宅で作成されたものであることは明らかにされており、このことをもって被災職員が「過重な負担を強いられていた」とする請求人の主張は失当である。

- 5 請求人は、「普通の仕事量では起こるはずのない病気が起こったことは明らかに過重な職務だったからである。15年近い教員としての豊富な知識や経験を持ち、教育の道にさらに励む決意で転任希望を出して貞山小学校での勤務を始めた被災職員の職務の実態が全く理解されず、被災職員の性格に原因を求めた認定結果は全く承服できない。」と主張している。



しかしながら、被災職員が行っていた職務は、いずれも被災職員に割り当てられた通常の日常の職務の範囲内のものであり、過重で長時間に及ぶ超過勤務を行うことを余儀なくされていたとも認められない。また、地方公務員災害補償基金理事長が委嘱した複数の専門医の合議結果としての鑑定意見である「本件に係る医学的知見」では、このような被災職員の職務を踏まえた上で「事務引継ぎから異動までの被災職員の様子や異動して1か月という非常に短い期間で発症していることから被災職員の脆弱性も否定できず、被災職員の教員としての経験年数を考えても、被災職員に割り当てられていた4月以降の公務が誰しにも本件精神疾患を発症させるほどの肉体的過労、精神的ストレスをもたらすとまでは認められない。」「被災職員は、被災職員の性格など個体的要因及びうつ症状によって、実際はそれほど研究に遅れが出ていないにもかかわらず、研究が思うように捗っていないと思ひ込み、焦りや不安から強いストレスを抱き、自分の状態も十分に判断できないほどの精神的消耗を来し、その結果、自分自身を責めるといふ悪循環に陥り自殺したものと考えられる。」という医学経験則上の判断がなされている。

支部長は、上記のような被災職員の職務状況及び医学的知見を踏まえ、自殺認定基準に基づいて被災職員の自殺と公務との間には相当因果関係が認められないと判断したものであり、被災職員が精神疾患を発症したことをもって職務が過重であったとする請求人の主張には理由がない。

以上のことから、処分庁が認定した原処分は適正であり、本件審査請求を棄却するとその裁決を求めるものである。

## 第5 反論書

支部長の弁明書に対し請求人は、反論書において、要旨、次のとおり反論している。

### 1 公務災害認定において、基金支部のとるべき対応

支部長の提出した弁明書は、公務災害認定のあり方についての基本的認識を誤っており、そのために個々の事実認定についても重大な問題を含んでいるといわざるを得ない。したがって、公務災害認定のあり方等の基本的な問題点から反論を加える。

#### (1) 地方公務員災害補償法の趣旨と基準の変遷

地方公務員災害補償法は、その目的を公務上の災害が発生した場合に、その補償を行うことによって「地方公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与すること」（地方公務員災害補償法第1条）と定めている。これは労働者災害補償保険法と立法趣旨を同じくしており、職務上の災害に遭遇した地方公務員とその家族の生活の安定を図ることを明にしたものである。

このような制度が設けられた根底には、労働過程には様々な危険が存在しており、この危険が現実化した場合に、その労働によって利益を得ているものの負担において（同法第49条1項）、危険な労働に従事していた労働者及びその家族の生活を保障しようとする基本的視点が存在している。そして、労働過程における危険は、技術等の進歩に応じて歴史的に様々にその形態を変化させていく。さらには、医学的知

見の進歩等によって、新たに労働過程の危険についての知見が広がっている。

すなわち、かつて肉体的労働が中心であった当時は、物理的な傷害がその中心となっていた。しかし、精神的労働が拡大して労働の質が変化するとともに、ストレスの身体的・精神的な影響が解明されていった。それに従って、脳・心臓疾患等による突然死等（過労死）、精神的疲労の蓄積による精神疾患やそれに伴う自死（過労自殺）も、労働との関連性のある災害として認識されるようになった。裁判手続の上でも過労死、過労自殺を公務（労働）上災害とする幾多の判例が累積してきている。その結果、行政も、その認定基準についての幾段階かの改定を行い、次第に過労死、過労自殺を公務（労働）上災害としての認定を拡大するようになってきたのである。

このような法律の目的、労働の質の変化についての認識と精神医学の発展、更には判例の動向を踏まえ、労働者とその家族の生活を保障するという視点から公務外上の認定を行っていかねばならないのである。

## (2) 地方公務員災害補償法の趣旨の理解の欠如と是正

ところが、本件公務災害認定通知書の認定理由、そして今般提出された弁明書においても、これらの視点が全く欠如しており、そのために不当な事実認定に終始し、法の目的に反する誤った結論を導いているのである。

地方公務員災害補償基金宮城県支部審査会においては、支部長が犯したこれらの誤りを改め、法の目的と現在到達している医学的知見を踏まえて、本件についての「公務外」との認定を取消すことを求めるものである。

## 2 弁明書に対する批判

### (1) 教師の長時間労働についての認識の欠如

弁明書は、被災労働者の労働時間に関し、教師の労働実態に関する認識を全く欠如したまま判断に及んでいる。

弁明書は、所定労働時間について勤務時間、休息・休憩時間を示して、週所定労働時間を40時間であったとする。それ以上の論及は全くなされていない。これは建前としての労働時間を述べるだけで、被災労働者の労働実態を無視した議論である。

そして、請求人らが主張する『自宅における労働時間』に関しては、「あくまで個人的な事情により自宅での作業を選択しており、業務が繁忙であり自宅で作業をせざるを得ないような事情は客観的には認められない」としている。「教師という仕事内容や特殊性、請求人の申し立て等を考慮すると、被災職員は自宅において研究主任としての作業等に従事していたであろうことは推認できる」と言及はしている。しかしこれがリップサービスに過ぎないことは、「被災職員が自室にこもってからの状況については請求人も現認しておらず、自宅での作業時間すべてを研究主任としての作業に費やしていたのか、私的用途に費やしていたのか判断することはできないし、自宅での作業時間も、あくまで請求人の推測の域を出ない」との記述に明らかである。ここでは自宅での労働時間が完全に無視されている。その結果、

被災職員の労働時間が、所定労働時間のみとして判断されている。

この姿勢は、文科省の調査によっても教師の長時間労働、自宅への持ち帰り労働が恒常化していること（言うまでもなく、労働基準法等の労働法規が予定している自宅での生活時間は、労働者にとっての唯一の商品である労働力の回復過程であり、自宅での生活時間が縮小されることは労働力回復の阻害に直結する事柄なのである。）が明らかになっていることを無視するものである。さらには、休息・休憩時間さえとることのできない教育現場の労働実態を見ないものとなっている。

請求人が提出した資料の中には、被災職員が作成した膨大な資料が含まれているが、支部長の弁明からは、これらがすべて所定労働時間内に作成されたということになるが、この判断は明らかに無理である。被災職員が行った「自宅における労働」を正當に認定評価すべきである。

(2) ストレスを分断評価せず、総合的に評価しなければならない

さらに弁明書においては、被災者に加わったであろうストレスを個々に分断して評価する手法をとっている。これは精神医学の到達点を無視するもので、非科学的な、誤った手法である。

弁明書は、まず、貞山小学校への異動及び6年生の学級担任としての職務について、「勤務先を異にする異動は本人に限ったことではなく、…誰しものが経験しうるものであり」、「6年生を全く初めて担任するということでもなく、異動に伴い6年生を担当することになったとしても特に過重な職務ではあったとは認められない」とする。そして、次に研究主任としての職務を検討する。ここにおいては、一定のリップサービスがなされながらも、一般的な研究主任としての業務に置換え、「研究主任としての担当教員であれば誰しものが抱く不安や問題であったと推測され」、「本人の異動先である貞山小学校だけが『総合的な学習の時間』の校内研究を行っていたわけではなく、本人も全く初めて校内研究にかかわるということでもない」などとして、「本人が行っていた研究主任としての職務は、研究主任として割り当てられた通常の職務の範囲内のものであり、異動に伴い研究主任としての職務に従事したことが、精神疾患を発症するほどの強度の肉体的、精神的負担であったとは認められない」と結論づける。

弁明書のこのような分析手法は、個々の職務を個別的、断片的にとらえて、その個別の要因から受けるストレスを個別に分断して評価しているにすぎない。言うまでもなく、労働者は具体的な個人として存在している。さまざまな態様でかかってくる複数のストレスは、個別のストレス毎に一個人の体に作用するのではなく、総合的なものとして一個体として人間に作用してくるのである。したがって、複数のストレスを、個別に、態様ごとに分断して分析してはならない。一挙にストレスが加わってきた場合、その個人に対して、そのストレス群が肉体的、精神的負担として、どのような作用を与えるのかを総合的に分析しなければならない。

本件では、職場の異動に伴い、通常ではあまり例のない6年生の学級担任と研究主任とを兼務することになったこと、しかも研究主任として職務が、それまでどの

学校でも行われたことがなく、直前に導入が予定されていた「総合的な学習の時間」を対象とするものであったこと、それゆえ先例が無く全く新しく構想し確定しなければならない業務であったことが重要である。しかも、新任地での「総合的な学習の時間」のテーマが、福祉を題材にしており、全くすべての職員にとって未経験のものであった。新任地でのこれらの業務が、被災職員にとって、ストレスの大きな要因であったことは容易に推認できる事柄である。加えて、新学期の各種の行事と並行しながらこれに対応しなければならなかったこと、そして通常でも教育現場が超多忙な常態にあることを踏まえなければならない。そして、これらを全体として捉え、被災労働者に加わっていたであろうストレスの重さと、その肉体的・精神的影響とを、総合的に判断すべきなのである。

それにもかかわらず、弁明書は、その個別の要因から受けるストレスを個別に分析し、その影響評価も個別に評価しているにすぎないものとなっている。この非科学的な手法の誤りは明白である。

### (3) 「医学的知見」なるものの欺瞞性

弁明書は、本件に関する複数の医学的知見の中で、後述の非科学的「意見」のみに依拠し、他にも存在している医師の意見書の内容を無視しており、科学的な態度ではないし、審査機関の求められる公平さをも著しく欠如していると言わなければならない。

まず、支部長の決定書でも弁明書でも、突如として理事長が委嘱した複数の専門医の合議結果としての鑑定意見書である『本件に係る医学的知見』なるものを持ち出している。そしてこの鑑定意見書こそが、支部長の判断において、公務外とする重要な根拠となっている。

#### ア 精神医学についての無理解

「医学的知見」なるものも、被災職員が、2000年4月の異動前から肉体的・精神的不調が認められ、「うつ状態」にあったことを認めており、「4月下旬頃からうつ状態が悪化してICD-10でいう『F32うつ病エピソード』を発症したものと推測され、支部専門医の意見書で指摘されている平成12年5月8日頃には本件精神疾患を明らかに発症していたと考えられる」と記述している。

ところが、異動に伴い6年生を担当したことによるストレスは一般的なものであり、「6年生を担当したことが他の学年と比べて著しく精神的なストレスになるとは考えられないし、異動に伴い6年生を担当した教員がすべからず精神疾患を発症するとは考えられない」とする。

しかし、この記述からここから観てとれるのは、「医学的知見」作成者の精神医学に対する無知であり、教育現場の労働実態に対する無知である。

現在の精神医学では、「うつ病」の発症原因については、「ストレス学説」、すなわち個人の脆弱性とストレスの強度との相関関係にあるとするのが到達点である。したがって、個人に脆弱性が認められなくともストレスが強度であればうつ病が発症するとされているのである。

「医学的知見」作成者は、異動に伴い6年生を担当した教員にかかるストレスは「すべからく精神疾患を発症する」程度のものではないと記述しているらしい。「すべからく」とは、「なすべきこととして」「当然」（広辞苑）という意味である。したがって、この作成者は、すべての教員が当然にうつ病を発症する程度のストレスか否かを判断基準においていることを問わず語りに語っていることになる。後に「本人の脆弱性」を口には出しているが、これは公務災害であることを否定するために申し訳程度に述べているに過ぎないのである。

そもそも請求人は「6年生を担当した教員にかかるストレス」のみによって被災労働者にうつ病が発症したなどという主張は行っていない。しかも論じられるべきは、すべての教員が当然にうつ病を発症する程度のストレスか否かにあるのではない。このような判断基準を持ち込むこと自体が非科学的なのである。「医学的知見」なるものが、いかに精神医学について誤った理解のもとに論述をしているか明らかである。

#### イ 公務災害制度についての無理解

さらに、「医学的知見」なるものの作者は、「所属が異動して間もない本人に対して到底できないような研究主任としての役割を求めたり、無理難題を要求していたという状況はなく」などと記載する。

ここには、前述した精神医学に対する無理解とともに、公務災害・労働災害についての無理解も露呈している。

そもそも「被災職員に到底できないような」課題を求められたり、「無理難題」を要求されたりすることから生じるストレスが問題にされるべきでないことは、前述したことから明らかである。ここでも、作成者の精神医学についての無知が露呈している。同時に、公務災害・労働災害制度は、最初に述べたように労働過程に存在する危険が現実化した場合に、当該労働者とその家族の生活を補償する制度であり、当然に使用者の無過失責任である。したがって、ストレスの内容もその労働過程に内在する疾病発症の危険性としてものものであり、使用者が「無理難題」を求めたかどうかなどという問題とは全く無関係ない。しかるに、「無理難題」を求めていなかったなどと平然と記載する「医学的知見」の作者は、公務災害・労働災害制度についても全くの無知であることを露呈しているのである。

さらに「医学的知見」の作者が、労働実態を知るためにどのような調査を行ったのかについても、請求人は全く何も知らされていない。特に本件で重視されるべき「求められていた研究主任としての職務内容や役割」について、具体的にどのような事実を把握し、どのような判断過程を経て「うつ発症の要因たりえない」との判断に至ったのかに関する記述が全く示されていない。これらは公務災害・労働災害に関する判断を行う場合の前提事実である。

医学的知見が誤っているばかりではなく、公務災害・労働災害制度そのものについての知見を欠いたままに作成された意見書に科学的価値がないことは明白である。

#### ウ ストレスを分断して評価する誤り

さらに「医学的知見」なるものの問題点は、被災職員にかかったであろうストレスを分断して評価していることにある。

異動に伴うストレス、6年生を担当することによるストレス、研究主任としてのストレス等が、個々ばらばらに被災職員に加わってきたのではない。総体として一挙に、しかも継続したストレスとして被災職員に襲ってきたのである。したがって、後述の笠原医師の意見書にあるように、「心理的負担になったであろう各要因をそれぞれ単独に判断するのではなく、被災職員に対する負荷状況、たとえばそれぞれの要因が連続的に負荷されたのかどうか、まとめて同じ時期に負荷されたのかどうか、等を合わせて検討すること」が必要であり、重要なのである。ところが、「医学的知見」なるものには、被災職員を襲ったであろうストレスを総合的に全体的に評価しようとする態度は微塵も見られない。医学的知見も公務災害・労働災害制度についての知見にも無知である者が作成した「医学的知見」の当然の結果である。このような意見書には、何らの価値もないことは明らかである。

#### エ 教師の労働実態についての無理解

「医学的知見」とされていること、弁明書に「専門医」とあることから、この作成者は医師であると思われる。したがって、小学校教育現場の状況については、基本的に無知と行ってよいであろう。医者が教育現場について無知であることは、何ら恥じることではない。問題は、自分がその分野についての十分な認識がないということを知覚して意見を述べているか否かである。ところが、「医学的知見」なるものは、「異動に伴い6年生を担当していたことについては、人事異動によって職場や仕事内容が変わればある程度の肉体的過労や精神的ストレスが生じることは一般的なことであり、いずれの学年を担当したとしてもある程度の肉体的過労や精神的ストレスを伴うものであって、6年生を担当したことが他の学年と比べて著しく精神的なストレスになるとは考えられない」、「研究主任としての職務については、被災職員は初めて行ったとされるが、研究主任に限らず初めての職務を担当すればある程度の精神的ストレス等は生じるものである」などと記載し、一般論として論述して負荷を述べているにすぎない。学校現場の実情に即して、その負荷の程度を考察しようとする態度はない。また、学校現場における恒常的な長時間労働等についての考察は全く欠けている。「医学的知見」の作者は、学校現場の労働環境についての知識を欠いており、加えて自らが無知であることの自覚が欠けているのである。

これに対して、支部相談医の意見書は、「転勤直後に6年生の学級担任と研究主任とを兼ねることは、かなりの負担が大きいのではないかと思われるが、その精神的負荷の大きさについての客観的評価はどのようなものであったろうか」として、「これらの疑問に答えることは精神科医の業務の範囲を越えるものである」と謙虚に記載している。教育現場の状況を知らないことを自覚した、精神科医として極めて謙虚な判断である。

この支部相談医の態度と「医学的知見」の作者の態度とは、雲泥の差がある。ど

ちらの態度が、科学的で公正な態度であるかは明らかであろう。

以上、いずれの点からも「医学的知見」なるものが、精神医学についても、教師の労働実態についても、公務災害制度についても無知であることは明らかであり、無価値なものである。したがって、「医学的知見」を公務起因性判断の基礎にすることはできない。

#### (4) 恣意的な医学的意見の取上げ

##### ア 笠原意見書を無視することは許されない

支部長の決定書及び弁明書は、いずれも請求人が提出した笠原英樹医師の意見書を完全に無視している。笠原医師は、仙台市教育委員会の教職員のための心の相談医として診療活動を行っており、教育現場の状況についての知見・理解も十分にある医師である。笠原医師は、請求人から提示された資料をもとに、請求人からも聴き取りを行ってこの意見書を作成した。後述する支部相談医の意見書や前述した存在自体疑わしい「医学的知見」の作者は、支部長から見せられた資料（どの資料が提示されたのかも不明である）のみによって意見書を提出したのであるから、笠原医師の意見書は、より被災者の実態に即した判断となっているはずである。

したがって、笠原医師の意見書を公務上外の判断をするにあたって、無視することは許されない。笠原医師の意見書を無視することは、業務外とするために恣意的な資料の採用といわざるを得ない。

また、仮に笠原医師の意見書が、検討するに値しないものであれば、何故に検討に値しないのか、笠原医師の意見書のどこが誤りなのかを理由を付けて指摘しなければならない。

笠原医師の意見書を何らの理由を示さずに完全に無視した公務外との認定は、恣意的な認定として取消されるべきである。

##### イ 笠原医師の意見書は公務上である

笠原医師は、仙台市教育委員会の教職員のための心の相談医として診療活動を行っており、教育現場の状況についての知見・理解も十分にある医師である。笠原医師は、請求人が提出した資料をもとに、請求人からも聴き取りを行ってこの意見書を作成している。したがって、専門医としてより実態を把握した信用性の高い意見書と評価できる。

この意見書の中で笠原医師は、被災職員が「(2000年)5月の連休明けより、うつ状態に陥り、その後も精神的疲労状況下の元、症状が進み自殺に至ったと考えられる」と判断した。そして、被災者がうつ病に罹患した原因について、学校現場の状況を十分に踏まえながら、転勤、6年生の担任になったこと、「総合的な学習の時間」に関しての研究主任となったことのストレスを上げている。その場合に重要なことは、「心理的負担になったであろう各要因をそれぞれ単独に判断するのではなく、本人に対する負荷状況、たとえばそれぞれの要因が連続的に負荷されたのかどうか、まとめて同じ時期に負荷されたのかどうか、等を合わせて検討することである」としていることである。被災者には、心理的ストレスが一時的に連続して襲

ってきていたのであるから、このように判断することは当然のことである。そして、その結果、同医師は、被災労働者が、これらの業務上の心理的負荷（ストレス）に因ってうつ病に罹患したと判断しているのである。

#### ウ 支部相談医の意見も公務上と判断している

支部相談医の意見書も同じ結論に達している。支部相談医が、どのような経歴の持主なのかは、不当にも開示記録には名前が隠されているので知ることはできない。しかも、この意見書を作成するに当たり、どのような資料を検討したのかも不明である。

しかし、支部相談医の意見書も、「平成12年3月末から抑鬱状態（うつ病を含む）に陥り、徐々にこれが進行して自殺にいたったものと考えられる」とした。そして、「（うつ病が）発症した時期は平成12年5月8日ころと推定され、その原因は転勤後の校務分担で6年生の学級担任と校内の研修主任という二つの業務を分担せざるを得なかったことによる過度の精神的負荷にあったと思われる」と結論している。そして、弁明書も引用するように、「本件ではこのような素因よりも心因の方がはるかに強く働いていた」との、請求人にも理解できる結論を示しているのである。支部相談医は、明らかに転勤後の6年生の学級担任と校内研修主任というストレス（心因）が原因となってうつ病を発症したと結論付けている。

これらの二つの意見書は共に、その結論において、被災者のうつ病罹患の原因が、「心因」にあること、すなわち「職場における業務上のストレスが、被災者がうつ病に罹患した原因であったこと」としている点において一致しているのである。笠原医師の意見書と支部相談医の意見書は、基本的に同じ結論となっており、医学的意見として十分に尊重されなければならない。

#### エ 「医学的知見」への妄信

二人の医師、笠原医師の意見書と支部相談医の意見書は、基本的に同じ結論を示しているのであるから、支部長は、これらの意見に真摯に耳を傾けるべきであった。

ところが、支部長の決定書は、笠原医師の意見書を無視し、さらに理由も示すことなく支部相談医の意見書を排斥し、「医学的知見」なるものを一方的に信用している。弁明書も基本的に同じ態度を示している。基金支部が信用する「医学的知見」なるものの問題点は、すでに詳述したとおりである。

しかも、「医学的知見」なるもの意見を採用し、笠原医師の意見書及び支部相談医の意見書を採用しないというのであれば、行政手続法の趣旨からしても、これらの意見書を排斥した理由、「医学的知見」の意見を採用した理由を根拠とともに示すべきであった。それが国民に対する行政機関の説明責任である。ところが、決定書でも弁明書でも、これらのことを全く行っていない。

理由づけも行うことなく、「医学的知見」なるもののみを採用することは、妄信以外のなにものでもない。科学的な検討にも値しない決定であり、弁明である。

#### オ 小括

笠原医師及び支部相談医の医師意見書によれば、業務上の判断となるのが、科学



的な結論である。支部長の決定は、笠原医師及び支部相談医の医学的意見を一方的に無視し、「医学的知見」なるものを一方的に信用した結果として、誤った結論に至ったものであり、弁明書はこれをなぞったものでしかない。真摯な反省と早急に誤った決定を取り消すことが求められているのである。

### 3 被災職員の労働実態とストレス

本件で問題となるべき被災職員の労働環境、ストレスの実態について論述する。

この実態に即して本件の公務起因性を判断すべきである。

#### (1) 小学校教師の長時間労働の労働実態

##### ア 小中学校教員の勤務実態

小中学校教員の業務は、一般的にも多忙なものである。その実態は、文部科学省等が行った調査によっても明らかである。

#### (ア) 文部科学省の2006年調査結果

文部科学省は、2006（平成18）年7月と8月の全国の公立小中学校の教職員の勤務や給与の在り方等を検討するにあたり、教職員の勤務実態を調査した。当該調査結果を暫定集計した結果が発表されているが、この記載によると、小学校男性教員の勤務時間（早出残業・規定勤務時間・残業の合計時間）が、10時間53分となっている。残業時間だけで2時間6分である。これは、週5日勤務として週当たり10時間30分の残業であり、月当たり45時間を超える残業時間となる。本件被災当時は、隔週土曜日が勤務日であったから、労働時間・残業時間はこれをさらに上回る時間となっていた。

#### (イ) 宮城県教育委員会が2001年調査結果と教員の多忙状況

この状況は、本件被災当時も同様であった。宮城県教職員組合の要求によって宮城県教育委員会が2001（平成13）年10月1日から5日の調査結果がある。これによると、小学校においては勤務時間の10分から40分前に出勤する者の割合が76.9%に上る。また、勤務時間が過ぎてから退勤するまでの時間は、30分から1時間30分後であるとする者の割合が54.9%に及ぶ。したがって、2001年当時の小学校の教員の半数以上が、1時間から2時間程度の残業を行っていたのであり、文科省の調査とほぼ同じ状況である。

さらに、学校の仕事を勤務時間を超えて行うこと（家に持ち帰りも含む）が、よくあると答えた者は小学校で78.2%である。その理由としては、教科指導の準備が33.7%、事務処理（含、諸帳簿、集金等）が24.9%となっている。

以上の結果は、一般的に小学校教員は、一日2時間程度の残業を行い、自宅にまで持ち帰らなければ、教員としての仕事をこなすことができない状況であったことがわかる。このように小学校の教員は、恒常的な長時間労働となっていたのである。

しかも、小学校ではクラス担任制であり、子どもたちの休憩時間や、給食の時間も子どもたちの指導や管理に当てられており、十分に休憩を取ることができな

い。被災職員が当時勤務していた貞山小学校の勤務時間は8時15分から17時であった。そのうち休憩時間（平成15年12月22日作成の「精神疾患に起因する自殺の公務起因性判断のための調査票（1）」には「休憩時間」とあるが、休憩時間の間違いである）は、13時5分から20分の15分間と16時10分から40分の30分間とに分割されていた。このような分割での休憩時間は、そもそも好ましいものではない。しかも、週時程（時間割）に照らしてみると、前者は給食指導後の子どもの昼休みと重なり、後者も部会や打合せ・会議で取れないことの方が多い。（なお、別途休憩時間として10時25分から40分、15時45分から16時までのそれぞれ15分間が与えられているが、これは通常使用者からの指示があれば就労しなければならず、労働時間であって休憩時間ではない。しかも、この休憩時間さえとれないのが職場の現状であった。）

以上の結果、県教委が実施調査では、小学校教員の95.8%が「忙しい」と感じていた（「毎日が忙しいと感じる」63%「ときどき忙しいと感じる」32.8%）。

#### (ウ) 小括

以上のとおり小学校の現場では、通常の場合でさえ恒常的な長時間労働、持ち帰り残業が行われていたのである。しかも、勤務中に十分な休憩時間の確保も難しい状況であった。このことは、教員に疲労を蓄積させる結果となっていた。

これに加えて被災職員は、研究主任としての仕事が求められており、さらに長時間の労働が求められる結果になっていた。したがって、被災者が、家庭の必要からほぼ定時に職場を退勤していたとしても、自宅での長時間にわたる就労を必要とする状況であったことは明らかである。このことは、請求人の証言とも一致することである。

したがって、自宅での労働時間を全く無視した本件決定は、判断の基礎を誤っており、取消されるべきである。

### (2) 研究主任としてのストレス

#### ア 研究主任の職務

研究主任は、学校長の監督を受け学校教育の目標を達成するために必要な研究の推進を行うことを職務としている。具体的には研究主題を設定し研究構想の立案を行い、これに基づいて学校内での研究活動を具体的に推進していくことになる。これらの活動を行っていくためには、目指す子ども像を設定して、研究の仮設、内容、計画等を明らかにしなければならない。

これらの仕事を行うためにアンケートを取るなどして教員の意見を集めたり、他校の研究集等の資料、関連書籍を収集し読み込んだりする必要がある。そして、前年度までの到達点を確認しつつ、計画を立案していくことになる。特に4月は、その年度の立上げの時期でもあり、年間計画を立てる上でも、この作業が不可欠のものとなる。しかし、前例がないと全くの白紙状態からの作業となるために、きわめて困難を伴う仕事となる。

研究主任は、指導教諭として「児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う」（学校

教育法37条10項) 役割を与えられることが多い。そのために、研究主任になると、学校全体の教育・研究に重責を負うことになる。

#### イ 「総合的な学習の時間」の導入と研究主任

「総合的な学習の時間」は、2002（平成14）年から完全実施されることになっていった。「総合的な学習の時間」は、自ら課題を見つけ、自ら学び考え、主体的に判断し、問題を解決する資質や能力を育てること、学び方やものの考え方を身につけ、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己のあり方生き方を考えるようにすることを狙いとして導入されたものであった。初めて導入されるものであり、教科書はなく、各学校の自主性に任されており、授業形態も独自に模索しなければならないものであった。そのために各学校、各担当者が独自に一から模索しなければならず、このことだけからも担当者にとって荷の重いものであった。

したがって、前年度にある程度の準備がなされていたとしても、赴任したばかりで、学校の様子や子供のことが分からない4月に研究計画を立てて提案することは、経験者であっても相当に困難である。被災者は、この困難な任務を研究主任として責任者となって、こなしていかざるを得なかった。極めて強い精神的ストレスに襲われたであろうことは、想像に難くない。

#### ウ 被災職員の取組み

このような「総合的な学習の時間」について、転任してすぐの被災者が研究主任として担当することになった。

しかし、前年度までの到達点は、「前段の理論部分が多く、実践は1時間の授業部分しか載っていないので、何を言いたいのか分からない。理論と実践が結びつかず、理解できない」といった状態であった。前述のとおり、「総合的な学習の時間」は、各学校の創意工夫、特色を生かすことが求められていた。各学校独自の取組みであったために、転任すると新しい学校の「総合的な学習の時間」を一から理解しなければならず、大きな負担であった。担当者は、研究テーマに迫るために、前年度までの流れや先進校、書籍などの資料に目を通す必要がある。被災者自身、このような取組みを行い、転任して2ヵ月程度で、かなりの量の資料を作成している。何度も書き直した痕跡が見られる。相当に負担となる課題に取り組んでいた。このような取組み自体が、大きな精神的ストレスになる。しかも、教師の多忙さからみて、自宅に持ち帰って相当長時間の取組みをしていたことは明らかである。

しかも、新年度で6年生の担任を行うことになったことから、新しく担当する児童の理解や学級開きの準備に追われる中で、新たな研究主任としての職務の準備を要請されることになった。さらに転任校であったために、学校や地域の雰囲気ややり方を知り、これに慣れる必要にもせまられていた。したがって、被災職員にとって、通常の研究主任としての職務と比較にならないストレスがかかっていたことは明らかである。

### (3) 6年生担任のストレス

#### ア 6年生担任のストレス

6年生は小学校の最上級生であることから、小学校全体の活動の中心となることが求められている。

しかも6年生の4月は、児童会の立上げ、入学式等の行事の手伝い、1年生の世話など、落ち着く間もなく学校全体にかかわる仕事や活動がたくさん存在している。このような活動を通して最上級生としての心構えを身につけさせる指導をすることになるが、学校ごとに様々なやり方や雰囲気があり、これに沿って6年生に求められる指導を行って、学校の中心となっていくようにしていかななくてはならない。このことは、6年生の担任をするものにとって、他の学年を担任するものと違った重いストレスとなる。

子どもの教育は、学校全体の取組みでもあり、学校の中心となる6年生への対応は、学校全体に大きな影響を与えることから、このことから教師に対して大きな精神的ストレスを与えることになる。

#### イ 被災職員にとってのストレス

被災職員は、転勤してそのまま6年生の担任となった。6年生担任には、そのことだけで上記のようなストレスがかかる。その上、赴任したばかりで学校のことが分からないと、児童に指示することも一つひとつ周りの先生から聞きながらやらざるを得ない。しかも自分の学級の子どもの名前もわからないうちから、上記のような仕事をどんどんやらなければならない、相当に気を使うことになる。したがって、通常は転勤してすぐに6年生の担任をすることはできるだけ避けられている。

ところが、被災職員は、転勤してすぐに6年生の担任になっており、このことから大きなストレスを感じていたといわなければならない。

しかも被災職員は、研究主任としての仕事もあり、子どもの指導に集中できないというジレンマがあった。このこともストレスを増幅していた。

#### (4) 転勤することによるストレス

転勤は、通常でも環境が変化することになり、ストレスのかかるものである。それぞれの学校の置かれている地域の違い、学校の歴史、雰囲気、教員集団との人間関係の軋轢など、ストレス要因はたくさん存在している。特に、その環境になじむまでは、転勤した者にとって大きなストレスとなっている。さらに、学校現場では、新しい学校に赴任して数日後に始業式がある。赴任した日に校務分掌を知らされ、始業式までの間に、新学期の準備をしなければならない。指導要録、保険関係簿、出席簿等の作成、整理を行い、教材の選定、発注といった作業を行うことになる。このような作業を行いながら、担任する学級の子どもの名前を覚えたり、子どもの問題点等を把握し、指導方針を立てたりといった作業を行うことになる。

被災職員は、6年生の担任に予定されており、研究主任の職務も任され、その中で転勤に伴い全く新しい職場において、短期日の間に上記のような新学期に向けての準備を行わなければならなかった。このことから掛かるストレスは、大きなものがあるといわざるを得ない。

#### (5) 重層的なストレス

被災職員には、上述したようなストレスがかかっていた。重要なことは、これらのストレスが一つ一つ個別のストレスとして評価することはできず、一時に重層的に被災者にかかっていたことである。一つ一つのストレスが、個別的にみれば仮に軽度のものであったとしても、これらのストレスが一時にかかってきた場合、大きなストレスとして作用する。笠原医師が、「心理的負担になったであろう各要因をそれぞれ単独に判断するのではなく、被災職員に対する負荷状況、たとえばそれぞれの要因が連続的に負荷されたのかどうか、まとめて同じ時期に負荷されたのかどうか、等を合わせて検討することである」としているが、このことを指しているのである。公務災害認定にあたっては、上記に見られるような重層的なストレスを一体のものとして、しかもこれらが一時に襲ってきたことを十分に考慮して判断しなければならない。

#### 4 「原処分」の判断過程について

(1) 請求人が入手した証憑資料の中に、支部長から理事長宛に提出された「公務災害の認定について（協議）」（以下「協議文書」という。）との文書が含まれている。この文書は、本件審査における判断過程を示す興味深い資料であり、同時に「原処分」の誤りを端的に示している資料でもある。この資料に関する意見を述べる。

(2) 協議文書の表書には「平成11年9月14日付け地基補第173号理事長通知記の第4の4に基づき、別添のとおり関係書類を添えて協議します」と記されている。ここに摘示されている理事長通知も関係資料の中に含まれている。

ア 資料にある「平成11年9月14日付け地基補第173号理事長通知」（以下「理事長通知」という。）から、「第4の4」を引用するとそこには「通常の日常の業務とは、当該職員が占めていた職に割当てられた職務のうち、正規の勤務時間内に行う日常の職務をいう。」とあるだけで、支部長に対して「理事長」との「協議」を求めている条項ではない。

イ 理事長通知の「第2の3」、には「自殺の公務起因性の判断については、理事長と協議すること」とされているので、上記協議文書はこの条項に基づいて、支部長が理事長に協議を申し入れる際に作成された文書と理解され、引用条項の過誤と推認される。このような過誤は、文書起業者が理事長通知を直接確認しないままに作成したことを示している。このような過誤は、担当者の職務懈怠であり、審査請求人に対する侮辱でもある。安易な事務処理に強く抗議する。

ウ この「理事長通知第2の3」は、上記の引用に続けて「この場合において、理事長は、複数の医学専門家から精神疾患の発症機序、鑑別診断等に関する医学的知見を徴するものとする」と規定している。この規定では、理事長が徴するのは医学的知見であって、それ以外のものではない。この点は、後に「支部意見」（協議文書）を検討する際に重要である。

本件「原処分」と弁明書、「本件に係る医学的知見」として記述されている。

そこに記述されているのが、上記協議文書提出後に、理事長が徴した医学的知

見の概要なのであろう。この医学的知見なるものが、当初提示された「支部意見」をどのように変容せしめたか、が問題である。しかし、請求人は現在までこの「医学的知見」を入手できないでいる。このままでは、請求人は「原処分」の最大の根拠とされている資料内容を確認できないまま、本件審査に臨まざるを得ない。著しく不公平と言わなければならない。

(3) 協議文書に「支部意見」が記載されているが、その構成は次の内容である。

『ア 認定の考え方

イ 認定要件

ウ 症状顕在化までの時間的間隔

エ 調査期間

オ 本件についての検討

(ア) 自殺前に公務に関連してその発生状態を時間的、場所的に明確にしうる異常な出来事・突発的事態に遭遇

(イ) 特別な状況下における職務により、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務への従事

① 貞山小への異動内示前の勤務状況

② 貞山小へ異動内示後の勤務状況

③ 個体的要因

④ 医学的所見

⑤ 公務との因果関係

(A) 注目すべきは「①貞山小へ異動内示後の勤務状況」での記載内容で、次の記載があるからである。

a (6年生の担任は) 他の学年より困難であるとされている。

b 初めて研究主任の任に当たる教員にとっては、研究計画の立案、研究の進め方等で相当に悩むものである。

c (研究主任の業務は) 他の公務と比較しても大きな役割、困難な業務とされている。

d 困難な業務を異動してすぐの生徒、地域、これまでの経過もわからない状況で、二つ同時に担当したといえる。

e (転勤してすぐに、研究主任になることと、6年担任になることは) 通常ほとんどありえないとはとは言えないが、相当負担であったと推察される。

f 校内研究に関しての資料作成等の業務は家庭に持ち帰って行うことが多かった。

g (本人が残した) 成果物についても、総合的学習に係る研究推進委員会の資料等について評価することができると思う。

ここには、転勤直後の被災者にとって、6年担任・総合学習研究主任の職責を与えられたこととその遂行が精神的・肉体的に大きな負担となっていたであろうこと指摘し、これらを総合的に評価する姿勢を読み取ることができる。

「原処分」とも弁明書とも大きく異なる姿勢である。

- (B) 又、「支部意見」の「エ 医学的所見」も重要である。これは「支部相談医」の所見の抜粋であり、そこに次の記載がある。
- a 被災者は平成12年3月末から抑鬱状態(うつ病を含む)におちいり、徐々にこれが進行して自殺にいたったものと考えられる。
  - b 発症した時期は、平成12年5月8日ころと推定。
  - c 自殺前に「心因性の抑鬱状態(従来の診断名では心因性うつ病、抑鬱反応、反応性うつ病などに相当する)」を発症していたものと推定され、その発症は公務が原因であろうと思われ、素因の影響は極めてすくないものと判断された。

少なくとも支部相談医の意見では、被災職員は、公務を原因とする心因性抑鬱状態にあり、これが自殺をもたらしたとしているのであるから、本件災害はこれを公務上災害と認定すべきとの意見であったことを知ることができる。そして、「支部意見」はこの支部相談医の意見をこのように引用しているのであるから、全体としては、本件は公務上の災害と認定する方向での意見と理解されるべきものである。

- (C) 支部意見「公務との因果関係」は不可解な記載である。そこでは前述の職務の過重性について触れておらず、又「本人は異動直後から被災前までの2ヶ月以上の期間にわたって相当の時間外勤務に従事していた」としながら、「単純に勤務時間数だけで評価できないと思われる」と記述する。この記述は、前述の「②貞山小へ異動内示後の勤務状況」での認定とは矛盾する記載であり、意図的な操作を感じさせる。

この単純化は「支部意見」の冒頭に「公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな精神疾患に起因する自殺かどうか判定困難であるため協議いたします」との記載に対応するものと理解される。しかしこの冒頭部分は前記理事長通達を誤解しているか、無用の記載である。

前記のとおり、理事長通達第2-3では「自殺起因性の判断については、理事長と協議する」とされている。自殺案件は無条件に協議案件なのである。案件が「公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな精神疾患に起因する自殺かどうか判定困難」などという条件は存在しない。

支部長は、判定が困難であろうと判定が容易であろうと、理事長との協議が必要だったのである。そうであれば、「支部意見」において、「判定困難であるため協議」との記載は不要であり、また「本件は、公務のため、精神疾患を発症し、自殺に至ったものであるかどうか、ご教示願います。」との記載は誤りであることになる。この記載では、「公務上外」の判断者を理事長に委ねたことになる。それでは判断者は支部長ではなく理事長だったことになる。上記通達は「協議」を義務づけしてはいるが、判断者が支部長であることまで変更するものではない。「原処分」作成者としての支部長は、法の規定を無視し、自己が判断すべき責任がある「公務上外」の認定について、協議の域を超えて、

理事長にその判断を委ねたのである。このような無責任な判断は許されるべきではない。「原処分」は、判断者以外の者が行ったもの、判断権限を有しない理事長が行った違法な判断と言うべきであり、法の正義の観点から、速やかに取り消されるべきである。』

5 「原処分」に重大な影響を与えた「医学的知見」について

- (1) 「原処分」と上記支部意見は明らかに異なった事実を認定している。特に、被災者の貞山小学校への転勤後の職務内容の分析において、後者では、被災者の二つの職責（6年担任と研究主任、しかも総合学習の研究主任）が、同人に精神的・肉体的に過重な負担となっていたことを認定していたのに対し、理事長との協議の結果としての前者では、「異動も、6年担任も、研究主任も、それぞれを分析的にみれば、特に過重な職務と言えない」としていることは重要である。このように、職務を細分化し、個別の職務毎に、職務としての過重性を論じることが、誤った人間理解であり、誤った判断をもたらすことは明白である。周囲の様々な状況、様々なストレスは、総体としての一人の人間に集約されて受け止められ、それらストレスの影響は全体として精神と肉体に集積されて影響を及ぼすのである。「原処分」の判断方法は、このストレス群と人間との相互関係についての判断を誤っていると言うべきであり、この点に関しては「支部意見」の判断方法が正しかったと言わねばならない。

- (2) この正しい「支部意見」は何故変更されたのだろうか。それを解く鍵は「原処分」に記載されている「本件に係る医学的知見」であろう。

しかし、ここで想起すべきは、前記理事長通達第2-3の規定である。ここで理事長の責務として規定されているのは、「複数の医学専門家から精神疾患の発症機序、鑑別判断等に関する医学的知見を徴すること」である。

この規定はどんな場面を想定していると考えべきか。

自殺案件については、各支部長がその審査の過程で専門医の意見を徴していることは通常のことであろう。その上で尚、「複数の医学専門家」からの「知見を徴すべし」とするのは、一つには慎重な判断を期する意図であり、もう一つには、精神医学の進捗状況を反映させて地域的偏りを是正する意図があるものと解される。しかし、ここで求められているのは「医学専門家から精神疾患の発症機序、鑑別判断等に関する医学的知見」である。「医学的」と限定されていることが重要であり、看過されることは許されないのである。

従って、「支部意見」のうち

『ア 自殺前に公務に関連してその発生状態を時間的、場所的に明確にしうる異常な出来事・突発的事態に遭遇

イ 特別な状況下における職務により、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務への従事

ア 貞山小への異動内示前の勤務状況



イ 貞山小へ異動内示後の勤務状況

ウ 個体的要因』

の各部分については、「医学的判断の前提たる勤務実態に関する記述」であり、この部分を「医学的知見」によって変更することは、いわば結論から原因を求めることになる。換言すれば、このような変更は、理事長通達によって「医学的知見」に求められた範囲を超えた影響を認めることになり、支部長の権限を侵すものとなる。

本件での「支部意見」から「原処分」への、事実認定方法の変容は、「医学的知見」に引きずられ、支部が行うべき勤務実態の把握という、医学的評価の前提事実まで影響を与えられているのである。このような影響は排斥されるべきである。

6 最後に、「原処分」での「支部相談医の意見書」に関する記述について一言する。

「支部意見」では「支部相談医の意見」の引用として

『自殺前に「心因性の抑鬱状態（従来診断名では心因性うつ病、抑鬱反応、反応性うつ病などに相当する）」を発症していたものと推定され、その発症は公務が原因であろうと思われ、素因の影響は極めてすくないものと判断された。』と明記していた。

しかし、「原処分」ではこの部分の引用はない。あいまいな記述の引用があるだけである。

この「支部相談医の意見」をそのまま残しては、後に引用する「医学的知見」と矛盾するからであろう。しかし、そうであるならば、「医学的知見」が「支部相談医の意見」とどのように矛盾・対立しているのか、前者が後者をどのように批判していたのかも明確に示すべきであろう。それを欠落させている「原処分」には理由不備の違法があると言わねばならない。

## 第6 争点

本件の争点は、本件自殺が公務に起因するものと認められるか否かにある。

## 第7 事実の認定等

1 当審査会が認定した事実は、次のとおりである。

(1) 本件災害の発生状況等について

被災職員は、昭和61年4月1日から教員として採用され、平成12年4月1日から石巻市立貞山小学校の勤務となり、6年2組学級担任、研究主任等を担当していた。

請求人の申し立てによると、被災職員は、前任者との事務引継ぎの時点から研究主任としての仕事を始め、着任と同時に「総合的な学習の時間」の導入に向けた職務に取り組んだ。また、自宅に仕事を持ち帰り、帰宅してからも食事時間も借しんで、土曜日、日曜日ほとんど休むことなく毎日深夜2～3時頃まで仕事に専念していたが、次第に「仕事をやめたい」とか「疲れた」と口走るようになり、仕事を

いくらやっても終わらないと必死で仕事をし、だんだん口数も少なく、食事もしなくなり、わずかな睡眠をとり仕事に没頭するという異常な多忙さであったとされている。

そのような状況の中、被災職員は、平成12年6月11日の午後2時30分ごろ、自宅の階段で縊死状態にあるところを請求人により発見されたものである。

(2) 被災職員の身体状況

ア 身長・体重

身長171cm 体重67kg

イ 健康診断結果

健康診断個人結果による平成9年8月6日・平成10年8月4日・平成11年9月16日の結果について、各年特に異常所見は認められない。

実施年月日		平成11年9月16日		平成10年8月4日		平成9年8月6日	
年 齢		38歳		37歳		36歳	
B M I		22.9 (4.0)		23.3 (5.0)		24.0 (9.0)	
身長 (cm)	体重 (kg)	171.0	67.0	171.7	68.0	172	71.0
視 力	右	(1.0)		(0.9)		(1.2)	
	左	(1.5)		(1.2)		(1.2)	
聴 力	右	1000Hz	4000Hz	無し	無し	無し	無し
		1000Hz	4000Hz	無し	無し	無し	無し
	左		その他				
血圧		116～66		121～68		147～73	
T-CHO		179		186		174	
LDL-CR0		65					
TG		77		102		127	
GOT		22		31		31	
GPT		32		33		33	
LDH		375		587		515	
ガンマGTP		31		45		66	
GLU		87		100		88	
RBC		461		478		476	
HB		14.4		14.4		14.8	
HT		43.3		43.4		44.1	
WBC		66		101		61	
採血時間		空腹		空腹		空腹	
蛋白		-		-		-	
心電図		異常なし		異常なし		異常なし	

ウ 既往歴

精神疾患に関するもの・・・特になし

精神疾患以外の傷病に関するもの・・・アトピー性皮膚炎

エ 被災職員の性格

(ア) 請求人の申し立て

・誠実、几帳面、他人に対し気配りが行き届く性格

(イ) 上司、同僚の主な申し立て

- ・まじめで、熱心で、人当たりのよい性格であった。
- ・目立つのは嫌いであったが、人付き合いはよかった。
- ・子どもを誉めるのが上手であり、子どもからは慕われていたようであった。
- ・まじめな性格で、くよくよ考えることがよく見られた。
- ・(平成12年)4月7日の歓迎会の席で、挨拶の中で自分には力がないこと、気が小さいことを話しの中に差し挟んで自己紹介をしていた。
- ・被災職員の実父が「今までにも悩んで深く考え込むようなところがある。」と話したとのことである。

オ 趣味・嗜好品の状況

酒・・・・・・ビール2本／1日

タバコ・・・・7～8本／1日

常用薬・・・・アトピー性皮膚炎

(3) 家族構成及び健康状況

続柄	健康状況
祖父	死亡
祖母	死亡
実父	死亡
実母	良好
実姉	良好
実兄	良好
妻	良好
長男	良好
長女	良好
次女	良好

家族に精神科病歴無し。

(4) 被災職員の勤務状況及び休暇取得状況

災害発生前6ヶ月間の勤務状況は次のとおり

年月	暦日	要勤務日	実勤務日	うち出張	年休	指定休	備考
H12.1	31日	18日	18日	0日	0時間	24時間	
H12.2	28日	22日	22日	0日	1時間		
H12.3	31日	21日	22日	0日	6時間	24時間	
H12.4	30日	20日	23日	1日	0時間	16時間	4/8休日出
H12.5	31日	22日	22日	5日	0時間		
H12.6	11日	8日	9日	0日	0時間		6/10休日出

(5) 被災職員の勤務歴は次のとおりである。

年 月 日	所 属
昭和60年4月1日	石巻市立貞山小学校（講師）
昭和61年4月1日	牡鹿町立谷川小学校（採用）
平成元年4月1日	石巻市立湊小学校
平成8年4月1日	石巻市立山下小学校
平成12年4月1日	石巻市立貞山小学校

(6) 被災職員の山下小学校における職務等の状況

ア 平成11年度に被災職員の主な担当職務は、次のとおりである。

担任	主な校務分掌
2年1組担任	生徒指導主任、創意部、生活科部、体育部

イ 山下小学校における職務状況

所属によると、「山下小学校勤務時、職員間のトラブル、保護者や子どもとのトラブルもなかったようだ。」と申し立てられている。

ウ 貞山小学校での事務引継以降の状況

山下小学校にて被災職員と同僚で研究主任を担当していた横須賀参考人によれば「貞山小学校での事務連絡（3月28日の事務引継）から帰ってきた被災職員に、初めての研究主任なので何をどう進めてよいかわからないから教えてほしいと相談を受けた。」「被災職員はその時にも研究のまとめのファイルを預けられてきており、それを一度読んでから戻ってきたようだったが、最初の感想としては「理論部分が多いけど、実践の部分が少なくて中身がよく理解できない」と困っていた。私も研究主任で「総合」を進めていたので、被災職員には相談に乗ってくださいということを言われ、その後のさまざまなことに関わってきた。」と証言している。

エ 自宅における状況

請求人の申し立てなどによると、「（貞山小学校転勤前の生活については）テレビを見たり子供と会話をしたりして11時頃には、いつも就寝するという規則正しい生活でした。」「週に一、二回は持ち帰りの仕事をしていた。自宅での仕事は仕事部屋で行っていて、通信票を書く時期などは土日も自宅で仕事をしていたが、普段はしていない。帰宅は被災職員の方が早かったので、子どもを保育所に迎えに行き、

夕飯の支度なども率先して行ってきていたし、よく子どもの遊び相手になっていた。」

貞山小学校に事務引継ぎに行った（平成12年3月28日）帰宅後の状況について、請求人によれば「6年担任と研究主任も担当でとても大変だ。」「とても仕事が忙しくなり、大変になるので家のことは一切できなくなる。」と話し、子どもには「お父さんはこれから仕事が大変忙しくなるので一緒に遊んでやることができなくなる。」と伝えた。その日からさっそく貞山小学校での校内研究主任にかかわる仕事を始め毎晩12時頃まで机に向かう日々になりました。」としている。

以上のことから、被災職員は、山下小学校の勤務時には、特別な状況は見受けられず、3月28日の転任を前にした貞山小学校での事務引き継ぎを終えてから、初めて担当することになった研究主任の職務に対し大きな不安や悩みを抱えたものと推認できる。

(7) 被災職員の貞山小学校での勤務形態は次のとおりである。

勤務時間	8時15分から17時00分（※各週土曜日は午前中4時間）
休憩	13時05分から13時20分（15分） 16時10分から16時40分（30分）
休息	10時25分から10時40分（15分） 15時45分から16時00分（15分）
週休日	※土曜日、日曜日
週所定勤務時間数	40時間
※平成12年度当時は、各週半日勤務で、土曜日の4時間は夏期・冬季休業期間などに「指定休」とする方式を実施していた。	

(8) 被災職員の貞山小学校における担当職務

貞山小学校における被災職員の主な担当職務は、次のとおりである。

担当	内 容
6年2組担任	学級における学習指導、生徒指導
研究主任	校内研究を担当、校内研究の立案、校内研究の世話役・まとめ役・意見の調整役
理科主任	理科教育にかかわるお世話役
集会委員会担当	月に1回行われる児童集会にかかわる集会委員の指導
道徳教育部員	道徳教育にかかわる道徳主任のサポート役
学芸的行事部員	学芸会などの学芸的行事を担当する学芸的行事主任のサポート役
特殊教育部員	特殊教育にかかわる特殊教育主任のサポート役
国際理解教育担当	国際理解教育にかかわる国際理解教育主任のサポート役

理科室の管理責任者	
交通安全少年団部員	交通安全少年団を指導する交通安全少年団主任のサポート役
スポーツ少年団の野球の渉外担当	
P T A保体部所属	P T A の保体部の行事をお世話する保体部主任のサポート役
貞山地区担当所属	

(9) 石巻市立貞山小学校における主な行事予定表は次の通りである。

[ 4 月 ]

日	曜日	学 校 行 事
1	土	
2	日	
3	月	
4	火	
5	水	一斉赴任日
6	木	
7	金	職員会議、入学式準備
8	土	
9	日	
10	月	始業式、新任式、入学式準備
11	火	入学式
12	水	新年度計画部会
13	木	新年度計画部会
14	金	運営委員会
15	土	
16	日	
17	月	体位測定、家庭訪問
18	火	家庭訪問
19	水	家庭訪問
20	木	家庭訪問
21	金	授業参観日、P T A総会、P T A歓送迎会
22	土	
23	日	
24	月	職員会議
25	火	
26	水	研究推進委員会
27	木	1年生を迎える会
28	金	開校記念日
29	土	
30	日	

## [5月]

日	曜日	学 校 行 事
1	月	
2	火	市教研総会
3	水	憲法記念日
4	木	休日
5	金	こどもの日
6	土	
7	日	
8	月	石教研総会、休業日
9	火	遠足下見、PTA執行部会
10	水	遠足下見
11	木	児童総会
12	金	研究推進全体会議
13	土	
14	日	PTA奉仕作業 中止
15	月	運動会演技図説明会
16	火	PTA奉仕作業
17	水	運動会全体練習会
18	木	運動会総練習
19	金	運動会全体練習
20	土	運動会会場準備
21	日	運動会 雨天中止（振替授業日）
22	月	振替休業日
23	火	運動会
24	水	運営委員会
25	木	6年生社会科見学、PTA保体部会
26	金	
27	土	
28	日	継走会
29	月	職員会議
30	火	
31	水	

## [6月]

日	曜日	学 校 行 事
1	木	
2	金	委員会活動、地区バレー練習日
3	土	田代島自然教室下見
4	日	PTA地区対抗混合バレーボール大会
5	月	プール清掃
6	火	校内プール委員会

7	水	研究推進委員会
8	木	
9	金	A L T 救急法研究会
10	土	
11	日	事故発生

- (10) 貞山小学校の人員配置状況等  
校長以下20名体制（病休・欠員無し）

- (11) 被災職員の担任する6年2組の時間割  
1週間の時間割（タイムテーブル）

	月	火	水	木	金	土	Bタイム	
8:15	朝の活動準備							
8:20	業前 朝会 (朝自習)	打ち合せ	1貞山タイム 2音楽集会 3児童集会 4音楽集会	かしの木	打ち合せ (朝自習)	1図工タイム 2読書の時間	8:20	
8:35								
8:45	1	国語	総合	国語	国語	体育	国語	8:35
9:30	2	算数	社会	算数	図工	算数	算数	9:15
9:40	3	理科	算数	社会	図工	書写	社会	9:25
10:25	4	社会	体育	体育	理科	国語		10:05
10:40	5	学級活動	家庭	音楽	家庭	道徳		10:20
11:25	帰りの会				帰りの会			11:00
11:35	清掃			音楽	清掃			11:10
12:20	14:45			クラブ	委員会	14:40		11:50
13:20	15:40						帰りの会	
14:05	15:40			清掃				13:30
14:15								13:40
15:00								14:20
15:10								14:30
15:35								14:55

- (12) 貞山小学校における職務等の状況

ア 異動に伴い6年生を担当することについて

勤務先を異にする異動は被災職員に限ったことではなく、教員のみならず仕事を行うものであれば誰しものが経験し得るもので、「人事異動によって職場や仕事内



容が変わればある程度の肉体的過労や精神的ストレスが生じることは一般的なこと」とされている。被災職員も昭和61年に牡鹿町立谷川小学校に採用となって以降、湊小学校、山下小学校と異動を経験している。

しかしながら、被災職員は、貞山小学校への異動に伴い6年生を担当することになった。6年生を担当することと他の学年を担当することとの業務内容の相違については、所属においても「6年生は最上級生であるので、他の学年の模範を示さなければならず、その面での指導に力を入れなければならない。」としており、他の学年を担当する場合より、ある程度困難を要する職務であることを認めている。

被災職員は、平成3年に湊小学校において6年生を担当した経験があるが、堀籠参考人によれば、湊小学校のときは、5年生からの持ち上がりで子どもや保護者、学校や家庭、地域の実態を熟知した上であり、貞山小学校への異動に伴う6年生担任とは条件を大きく異にしていると述べている。

さらに、堀籠参考人は「小学校教員には学級担任として児童の学校生活における教育活動全般に責任を持つことが求められている。被災職員が担任していた6年2組の時間割表によると、週29時間、11の教科領域等の指導、その計画、準備、評価、検討のほか、担任した子供たちの生徒指導等を基本的に1人の教員が行っている。被災職員が当時勤務していた貞山小学校の勤務時間は、8時15分から17時までとなっており、そのうち休憩時間は、①午後1時5分から1時20分までと、②午後4時10分から4時40分までに分割されている。しかし、時間割に照らしてみると、①午後1時5分から1時20分というのは子供たちの給食指導、その後の児童の昼休みと重なり、②については部会や打ち合わせ、会議でとれないことのほうが多い。また、5月8日から6月9日の週予定表においても、23日間のうち会議や出張がなかったのは11日間だけで、会議等がなくても、行事に向けた児童との打ち合わせや、突発的な生徒指導や相談依頼、採点業務や授業の準備、教材研究、その他文書業務、学級事務など行事予定表にはあらわれていない数多くの業務を行っている。当然勤務時間内には業務は終わらず、時間外、持ち帰り仕事となる。」と証言している。

請求人も「転任してすぐ学校の様子もよくわからないまま、最高学年の6年生担任ということで毎日学校行事の中心的学年で生徒の指導等にも追われ、とても忙しい生活でした。」と申し立てている。

#### イ 研究主任を担当することについて

研究主任の職務については、所属によると「他の校務と比較した場合の業務過重性はないとはいえない。特に、初めて研究主任の任に当たる教員にとっては、研究計画の立案、研究の進め方等で相当悩むものと思われる。」「貞山小学校では「総合的な学習の時間」の校内研究は、被災職員が赴任する前年度の平成11年度から着手しており、平成12年度は研究2年目で、研究の下地はできてきつつある段階とは推察するが、平成12年度から13年度の移行期間を経て平成1

4年度からの本格実施に向けた取組を担当することになった被災職員としては、まだまだ未知の分野の学習内容であり、校内研究をどのように推進していくべきかについて見通しが立たない面があり不安に思う気持ちはあったことと思われる。」とし、初めて担当した被災職員にとってある程度の過重性があったことを認めている。

当時、山下小学校において研究主任であった横須賀参考人によると「日々の忙しい日程の中では、1人で研究的への取り組みは容易なことではなく、校内の職員全員で共同で研究的に取り組み、児童生徒の能力を高めるのを目的にしたのが校内研究です。この校内研究を推進の中心となるのが研究主任です。副研究主任というのを設けている学校もあり、貞山小も同様のようでした。研究主任は、1学期の始業式前後に研究全体会が開かれ、その年の取組を検討します。前年度の成果と課題を確認し、提案事項、今年度の提案を準備します。主に、研究のテーマ、テーマ設定の理由、この辺はかなり大変な作業になり、目標、仮説、内容、方法、組織、研究全体構想などの計画を立て4月に入るとすぐ提案準備をします。4月の学級担任は、新しく担当する児童の理解や学級開きの準備など新年度の準備に追われ、大変忙しい日々を送りますが、研究主任になった者については、また研究の仕事が入り考えられないくらいの忙しさになります。日常は8時15分から児童が登校し、高学年であれば4時半ごろまで子供たちが残っており、その時間帯まではクラスの仕事を中心となり、研究の仕事には全く携わることはできない現状です。勤務時間の中では行えないことの方が多い状況です。さらに、新しい学校に転任しての研究主任は前年度までの研究内容を理解するまでに時間がかかり、大きな負担になることは間違いない。それに加え、平成12年度頃は「総合的な学習の時間」という新しい学科が入り、これに取り組むことは他の教科の研究と違い、たくさんの時間と大きなエネルギーが必要となりました。この時提案できないとその年の研究がスタートできないので、研究主任になった人は激務の日々を過ごしながら全体会を迎えています。私自身もそうでした。被災職員の場合も毎晩寝る時間を削ってまで研究の仕事に携わっていた様子がワープロやノートの多くの記録を見ても一目瞭然です。」と証言している。

また、山下小学校当時の同僚や請求人の証言より、「被災職員は、校内研究の進め方がわからない、というような初めての研究主任としての悩みを話し、どういうふうに研究を進めていったらよいか相談された。」「研究主任をするのは初めてで、「総合学習」の研究をするが、今度の学区が何も無い地域なので研究のテーマを探すのが大変だと言っていた。」等とあることから、被災職員は研究主任としての職務を遂行するにあたって、相当な不安や悩み、問題等を抱いていたことが認められる。

#### ウ 6年生担任と研究主任を同時に担当することについて

初めての学校で卒業学年である6年生を担任しながらの研究主任という人事について、所属では「あまり多くはないと思うが、「通常はほとんどありえない」

とは言い切れないと考える。6年生担任として、且つ、研究主任としての力量を兼ね備えた人材が学校として必要という校内事情がある場合には、あり得ることと考える。」と述べている。

また、平成11年度の貞山小学校校長は「教務主任や副研究主任とよく連携して推進すれば被災職員は山下小という貞山小と同規模の勤務経験でもあり、(他の教員より)号俸も上なので、対応可能な校務と判断した。」、「石巻管内では(本人のように)号俸2-19位であれば、小規模校から中規模校まで何年かずつ経験しているはずであり、校内研究の推進については、どこの学校でも取り組んでいて「総合的学習の時間」についても、当時全県的に取り組んでいたので、研究の進め方については、中堅の教員は当然理解していたと考えられる。初めての研究主任については、この年代では研究推進メンバーの一員としての経験も積んでいるはずであるから、小規模校、中規模校ではあり得ると考える。」、さらに、平成12年度の貞山小学校校長は「被災職員のような勤務歴でも、かつ、教師経験が十数年となれば一般的には異例なことではないと思われます。」と述べている。

しかし、同僚等の証言によると「転勤してすぐに、全職員で構成する校内研究を企画立案し指導・助言を行う研究主任になることは、通常ほとんどありえない。同じように、転勤してすぐに、学校行事や児童会活動等で最上級生として活動をする6年生の担任となることも、ほとんどない。」、「初めての学校で卒業学年である6年生を担任しながらの研究主任という人事は、誰が考えても負担が大きく、私が同じ立場であったら、不安どころのさわぎではなかったと思います。」、「研究主任が6年生担任であった場合などは、全校のリーダーとしての児童を動かす役目も二重、三重にかぶさってくる状態です。被災職員はこのような困難な状況に遭遇してしまったと思われます。」と述べている。

また、山下小学校において同僚であった加藤参考人も「(私が)26年間の教職において、6年担任を7回経験し、そのうち学校が変わってすぐ6年担任をしたのが2回、5年生から持ち上がりでなく6年生だけの担任というのが4回、6年担任をしながら研究主任を務めたことが2回あります。しかし、被災職員のように変わったばかりの学校で6年生担任と研究主任を任されたという経験は一度もありません。私の身近で同じような経験をしたという教師もいません。被災職員が被災したのは本人の意思とは全く関係なく貞山小学校に赴任して6年生と研究主任、しかも初めての研究主任というのを任されたことが要因だと思われます。小学校の教師はどの学年を担当してもそれぞれ多忙です。その中で6年生というのは、小学校で最上級生であるということから最も責任のある学年としての役割が多く、特に大きな行事へのかかわり方は他の学年と比べて相当大きなものです。4月は、多くの学校は初めに2年生から6年生までの始業式を行い、学校の1年がスタートします。そしてその日の午後か翌日に入学式をして新1年生を迎えるのですが、5年生からの持ち上りの6年担任であっても、学級の体制を整える間もなくその入学式の準備に時間を割かれるので大きな負担になります。6年生

で新たな担任になったという場合はなおさらで、自分のクラスの子供の名前も性格もわからない中で子供たちを指導しながら行事の準備などにあたらなければなりません。これは精神的には相当なプレッシャーです。」

さらに、同参考人は「入学式が終わると、すぐ学習参観があります。さらに家庭訪問の準備や運動会の準備が始まります。特に運動会では、6年生となると自分の学年のことだけでなく係分担や全体の準備の役割などもあり、相当の時間がかかるようになります。これらの多くは放課後など授業時間以外で行う場合がほとんどで、子供が活動を終えて下校するのが4時過ぎという日も珍しくありません。子供を帰すとすぐ退勤時間になります。また、これらに関しての会議や打ち合わせなども放課後に行うことが多くあり、教材研究、授業の準備やプリントの作成、子供の作品の採点など、日々行わなければならない仕事というのは勤務時間内にできない場合が多く、家に持ち帰って行うことも日常化しています。」

「新学期はどの教師にとっても多忙を極める時期で、それでも担任としての責任から勤務時間をはるかに超えるような仕事量をこなしています。被災職員の場合はさらに6年担任と初めての研究主任という負担が重なり、これらの仕事量だけでなく、新しい学校で心機一転、担任する子供の指導に集中したいという希望を持っていたのに、研究主任としての膨大な仕事のためにその志をかなえることができないといったジレンマが大きくあったと思われ、こういう面でも精神的に大分追い詰められていたはずです。」と証言している。

#### エ 「総合的な学習の時間」への取り組み

「総合的な学習の時間」について、勤務先では「この時期は、多くの小学校で「総合的な学習の時間」を校内研究として立ち上げている学校が多かった。」とし、平成12年度の貞山小学校校長によると、「貞山小学校に転任する前の被災職員が勤務した学校でも校内研究について研究同人として取り組んでいますので研究の進め方、あり方等については当然認識していたものと推察されます。」としている。

これに対し、堀籠参考人は「総合的な学習の時間は3年生以上に導入され、被災職員は転任前の山下小学校において2学年の担当であり、実際に「総合」の指導を行うことはなかった」と証言している。

横須賀参考人の証言では「総合的な学習の時間」は、内容、方法については各学校の創意工夫、特色を生かして構想することが求められ、各校では、それぞれの学校の独自性を出そうと必死でした。」、「転任した教諭は転任先の学校の

「総合」に初めて取り組むことになります。被災職員に限らずほかの教師にとってもとても大きなとまどいになります。地域の様子を知り尽くした学校で取り組む「総合」と地域の様子がわからない学校で取り組む「総合」では、教師の動き方が違うのは歴然としています。ましてや研究主任としてリードして行かなければならないと思った被災職員の苦労はとても大きかったと思います。地域に素材となるものがたくさんある学校については「総合」は非常に取り組みやすいもので、

私が、万石浦小学校で海辺の近くの学校に転勤した時は研究主任で1年生の担任でしたが、その地域には海に関する素材があふれるほど、あふれて余るほどあり、取り組むことに難しさは感じずに取り組みました。貞山小学校のような町の中心部の学校にとっては非常に決まりにくい状況で、「総合」もやりにくい部分がたくさんある状態ではなかったかと思います。」と述べている。

また、当時鳴瀬町立浜市小学校で3年生を担当しながら研究主任を担当していた石垣参考人によると「私の場合は、3回目の研究主任、学級数6クラスの小規模校でしたから、被災職員の条件と比べ、かなり恵まれた条件下にありました。それでもかつてない程の困難を経験したことを記憶しています。」「総合的な学習」は地域の実態、児童の実態に応じ各校独自にカリキュラムを立てる、それまでの研究の蓄積や実践がなくて、どの学校も当時手探りで研究を進めていかざるを得ないのが実情でした。4月、5月の校内研究の会議では、私も提案者として大変な苦勞をしました。前の年までの議論と到達点のはっきりせず何度も提案し直したり、会議が紛糾したりと、校内研究を進めることが非常に困難でした。転勤して6年生を担当をしながら初めての研究主任をした被災職員の悩み、困難さは痛いほど理解できます。」と証言している。

なお、平成12年4月28日には宮城県石巻教育事務所主催で、「小・中学校の研究主任（研究主任通算経験1年目及び2年目のみ）を対象に、望ましい校内研究の進め方を把握させ、校内研究のリーダーとしての自覚と専門性の確立を図るとともに、各学校の校内研究の充実と教職員の資質の向上を図ることを目的」として「平成12年度管内小・中学校校内研究研修会」が実施されているが、横須賀参考人の証言によれば「私も参加したが半日の研修で、大まかな内容としては、研究テーマとか研究仮説の立て方の講義があり、その後研究の進め方、実践例などが簡単であった。それを聞いただけですべてが分かることは難しいと思う。」と述べている。

以上の状況から、客観的にみても、初めての小学校に異動と共に6年生の担任と研究の蓄積や実践が少ない手探り状態の「総合的な学習の時間」を課題とされた研究主任を担当することとなり、被災職員が特別な状況下におかれていたものと考えられる。

#### オ 研究主任に対する支援体制

校内研究における研究主任に対する支援体制について、所属によると「研究部員同士の連携が不十分であり、部内では、研究主任に任せていた点もある。」「職員間の連携、組織としての支援体制という部分では不十分だったようである。」等とされ、支援体制が十分ではなかったことが窺える。

しかし、副研究主任との役割分担については、所属によると、「研究主任が校内研究の計画を立案し、それをたたき台として副主任との話し合いを日常的に行っていた。」としており、また、「直接的な研究推進にあたっては、常に、教務主任が、研究推進にあたっての不明な点、進め方等に対する助言を行っていた。」、

「研究推進にあたって、研究内容についての相談は、良き理解者として主に教務主任と行っていた。」「校内研究推進にあたって不明な点があると教務主任から、研究推進のための指導助言を求めている。」等とされているように、少なくとも副研究主任や教務主任とは相談しながら研究を進めていく体制にはあったものと認められる。

ところが、被災職員が作成した資料やノートには、かなりの訂正書きがなされている。そのことについて、横須賀参考人は「この赤で書かれたものも集めた資料の一部で、何回となく書き込まれているやりとりがある。多分1回で書いて、1回だけ朱筆を入れられたのではなく何度もやったりとったりがあっただろうなということは、資料を見てわかりました。「細かい指導を受け、提案するたびにだめだと言われ、大変困っていたようです。原稿を何度となく書き直している様子、直されて赤ペンで朱筆が入っている様子、そういう遺品からもわかりました。」と証言し、全部びっしり書いてあるページや全部、半分ぐらいをバツつけているものについても、赤で書いてある部分は教務主任が書いたのだと思うと述べている。作成した資料に大幅な赤を入れられる状況等から教務主任との関係についてどう思うかとの問いには「多分、教務の方は部下を指導するという立場でそのようなことをなさったと思うんですが、それでもやっぱり限界というのが人間にはあると思います。転任してきたばかりで、忙しい6年生の担任をしている被災職員を思いやるような様子は感じられないなと思いました。」と発言している。

なお、横須賀参考人は平成11年から3年間山下小学校で教務主任をし、平成12年には被災職員と同様に6年生の担任もしていたが、山下小の校内体制においては、いろいろな提案に対し批判的ではなく受け入れてもらえる安心感があったこと、元旦にも本屋にいくほどの忙しさではあったが、協力してくれる仲間がいたことが一番救われたと述べている。

また、平成13年度に転勤と同時に研究主任を命じられた堀籠参考人は、同参考人が勤務していた学校では、研究主任は学級担任を持たずに校内体制で少人数の算数の指導に当たるという公務分掌上の軽減措置がなされていたこと、そのことによって担任業務に忙殺されることなく、「総合」についても研究主任としての職務を十分に果たすことができたことと証言している。

以上のことから、異動に伴い6年生の担任と研究主任という共に職責の重い職務を担うことになった被災職員に対し、支援体制や業務軽減措置が全く取られることなく、教務主任からの厳しい指導によって、益々、被災職員が一人で抱え込んで研究を進めなければならないような状況に追い詰められ、精神疾患を発症するほどの強度の肉体的、精神的負担となっていたものと推認される。

#### カ 時間外勤務について ・

山下小学校勤務時の状況については、請求人によると、「娘達の保育所の送り迎えをし、帰宅はいつも6時頃」とされており、所属によると、「退庁時刻は、

男子教員では早い方であった。」とされている。

貞山小学校勤務時においては、「5時15分から5時20分頃には退庁していたようである。」とされており、小学校において、特に過重で長時間に及ぶ時間外勤務を行っていたとは認められない。

しかし、請求人によると、「家に仕事を持ち帰り深夜まで毎日机に向かい研究の仕事に没頭し、とても負担の大きいものでした。」「毎夜深夜まで寝ることも惜しみ仕事をしていた。ひどいときは3時ぐらいまでやっていた。」「推測でしかわからないところもあるが、でも部屋がいつもオープンにしてあげっぱなしだったので、電気がついているのはずっと見ていた。いつまでも仕事しているので、時々やっぱり気になるので私も起きて「いつまでかかるの」、「まだ終わらないの」と、何度か声はかけたりはしていました。」。仕事もせずに仕事部屋にこもったことはないと述べており、その他の提出された資料においても、被災職員は連日深夜まで自宅で仕事をしていた旨申し立てている。

各参考人の証言においても、学校現場においては勤務時間内に業務は終わらず持ち帰り仕事が日常化していることが述べられており、また、「残された資料を見ると、私が研究主任だったときよりも量的にも大分多かったように思います。私があのような量をこなすとなると、やはり夜遅くまで毎日仕事をしないと追いついていかなかなという感じで見えていました。」「総合的な学習の時間」に取り組むことは他の教科の研究と違い、たくさんの時間と大きなエネルギーが必要となりました。研究主任になった人は激務の日々を過ごしながら全体会を迎えています。被災職員の場合も毎晩寝る時間を削ってまで研究の仕事に携わっていた様子が、ワープロやノートの多くの記録を見ても一目瞭然です。」等の陳述がなされている。

被災職員は、6年生の担任という業務多忙な学年を担当しており、勤務時間内に研究主任としての作業をこなす時間的余裕は全くない状況であった。そのため、被災職員が残した多くの資料は、自宅において作成されたものであり、研究主任として当該資料作成のために連日長時間の作業を行っていたものと推認することができる。

(13) 支部長に提出された医師の意見等の要旨は、次のとおりである。

ア 支部相談医の意見書の要旨

(7) 災害状況・家族層・被災状況略

(4) 災害発生前10日間の概況

6月1日 通常の授業を終え、午後6時45分ころ退勤、帰宅後すぐ二階で仕事、夕食後も同様。

6月2日 同上 午後7時ころ退勤、『学校を辞めたい』としきりに言う。ご飯とみそ汁だけの夕食後二階で仕事。

6月3日 同上 午後4時半ころ退勤、『最近痩せた』という。食欲がないらしい。夕食後深夜まで仕事。

- 6月4日 PTAバレーボール大会で当時石巻市立中里小学校の平塚正雄教諭から『学校はどう』と聞かれ、『疲れた』と答えた。午後4時ころから夕食を挟み深夜まで仕事。
- 6月5日 授業とプール清掃 午後7時退勤。帰宅後は食事もとらず深夜まで仕事。
- 6月6日 通常の授業 午後6時45分退勤。帰宅後は食事もせず深夜まで仕事。
- 6月7日 授業後第2回研究推進委員会、午後6時45分退勤。帰宅後食事もせずに深夜まで仕事。
- 6月8日 通常の授業、ALT来訪午後5時半退勤。食事をとらずに深夜まで仕事。
- 6月9日 同日上午後5時半退勤。帰宅後すぐ二階で仕事。ウイスキー1本を飲んで歩けないほど酔っていた。
- 6月10日 『カウンセリングをして欲しい』と11時ころ学校に行き、教務主任と面談して2時ころ帰宅。教務主任から研究のことについて『研究が嫌なら校長にそう言えば良い』、『家庭をもっと大事にしろ』等の助言を受け、被災職員は『すっきりした』と言って帰宅。  
帰宅後、妻には『怒られてきた』と言って二階に上がり仕事。夕食をとらず午後8時ころウイスキー1瓶を飲み酔っていたが、クラスの女子児童の親からの電話にはシャキッと対応していたという。
- 6月11日 恐らく朝まで仕事。妻子が外出後に階段で縊頸。

(ウ) 意見

被災職員は教員歴15年のまじめ、勤勉な教師であった。平成12年4月、石巻市立山下小学校から同貞山小学校へ転勤したが、おそらくその能力をかわれて6年生の学級担任と研究主任とを併せて担当するように命じられた。ところが、特に研究主任については経験がなかったことから苦手意識が強く、相当努力をしなければならぬものと考え、3月末ころからは退勤して帰宅後は深夜にいたるまで、校内研究のテーマであった『総合的な学習』の研究資料の検討、作成などに励んでいた。

しかし、被災職員はこの研究の進捗状況に満足できないものがあつたらしく、知り合いの教員などに対して仕事の難かしさをこぼす一方、5月8日ころからは元気がなくなり、妻に対して『辞めたい』と言ったり、5月12日には『きくベネクリニックへ行きたいような気分だ』と言っていた。通常の授業は変わりなく行っていたものと思われるが、家庭内では家族間の会話、接触が減少し、被災1週間前ころからはため息ばかりつき、帰宅後は二階にこもって仕事をするかたわらウイスキーを大量に飲んでその場で酔っ払って寝てしまうこともあった。こうして6月11日、家族が外出している間に縊頸により自殺をとげたものである。これらの経過からすると被災職員は、平成12年3月末から抑鬱状態(うつ病を含む)におちいり、徐々にこれが進行して自殺にいたったものと考えられる。



抑鬱状態というのはうつ病に代表される気分障害の総称であるが、抑鬱気分、興味と喜びの感情の喪失、易疲労性はその主要症状である。その原因は本来の気分障害のように原因不明のものほかに、統合失調症(従来の言い方では精神分裂病)の経過の中でも、あるいは神経症の一時期にも、さらには脳の器質性障害などでも、つまり広範な精神障害の過程の中で抑鬱状態が見られることがある。ただし、本件では統合失調症や神経症、器質性脳障害などを思わせる症状は認められない。

発症した時期は平成12年5月8日ころと推定され、その原因は転勤後の校務分担で6年生の学級担任と校内の研究主任という二つの業務を分担せざるを得なかった事による過度の精神的負荷にあったと思われる。被災職員は転勤直後から意欲をもって研究主任という業務を果たそうと努力していたようであるが、その努力が被災職員の満足する程には成果が上がらず、目的を果たすためには、今後どれほどの努力を要するかの目処もたらず、その結果抑鬱状態におちいり、将来に希望を見いだす事ができずに自殺にいたったものであろう。この意味では心因性の抑鬱状態(従来の病名では心因性うつ病、抑鬱反応、反応性うつ病などに相当する)であったと推定されるが、自殺の直接の動機が上記の絶望感であったか、業務を完遂できなかったということへの自責感であったか、その両方であったか、あるいはその他の動機によるものであったかは明らかでない。

転勤直後に6年の学級担任と研究主任とを兼ねることは、かなり負担が大きいのではないと思われるが、その精神的負荷の大きさについての客観的評価はどのようなものであろうか。校内の事情などからこの業務をどうしても担当させる必要があるならば、十分な負担軽減措置が必要であったらうと思われるが、この点への配慮は十分であったらうか。これらの疑問に答えることは精神科医の業務の範囲を越えるものである。

さらに、被災職員自らが『きくべえクリニック云々』と言った直後にでも強いて精神科専門医を訪れて診療を受けていたならば今回のような結末に至らなかったかも知れないと思われる。

うつ病者の病前性格として几帳面、まじめである事、努力家で完全を指向する傾向が強いことなどが挙げられており、被災職員にもこの傾向があったと思われる。ただし、本件ではこのような素因よりも心因の方がはるかに強く働いていたものであり、性格傾向を論う余地は少なかったであらう。また几帳面、まじめ等の性格傾向は通常一教師として、むしろ望ましいものとされるであらう。

イ 請求人が支部長に提出した笠原英樹医師の意見書の要旨

(精神保健指定医仙台市教育委員会教職員のための心の相談医)

最初に、被災職員が平成12年6月11日、自殺に至った原因をそれまでの職務、生活状況や精神状態から考えたい。

被災職員は、講師歴を含め教員歴15年であった。その間、精神疾患、その他教

員として問題は認められない。

平成12年4月、石巻市立山下小学校から石巻市立貞山小学校へ転勤になる。6年の担任そして研究主任を任せられる。被災職員は赴任当初より研究主任としてすべき課題について気にしていたことをうかがい知ることができる。そして、家にその課題を持ち帰り深夜まで検討する日々が続く。しかし、思案にくれ悩んでいる様子が見られる。

5月の連休中も課題が頭から離れない様子であった。連休が終わったころより、精神的疲労が目立ち、仕事をやめたい、といった発言や食欲不振等の身体症状もみられるようになる。地元の精神科の「きくべえクリニック」に通院してみたいという言動も発するのである。飲酒量も増え、現実の苦悩から逃れたいためと察することができる。

6月になり、表情も暗くなり口数も少なくなっていくのである。自殺する前日にはカウンセリングを受けたいと、日曜日に来校するのである。

このような被災職員の心理的変遷を検討したとき、5月の連休明けより、うつ状態に陥り、その後も精神的疲労状況下の元、症状が進み自殺に至ったと考えられる。

それでは、被災職員のうつ病を発症させた精神的疲労の要因は何なのか、職場起因性があるのか検討したい。

ストレス等が原因で精神的疲労状態が続くと、不眠や食欲不振、頭痛、めまい等の身体症状のみならず意欲や集中力の低下、気分が滅入ったりという抑うつ状態に陥り、日常生活に支障を来たす事になる。そして、何も出来なくなった自分を責め、まわりに対して申し訳がないといった自責の念が強くなり、自殺に至る場合が少なくない。

1998年以降、自殺者が3万人を超えている。この70%以上がうつ病に罹患していたと考えられている。

このような、うつ病に代表される精神疾患の発症は、本人に与えるストレスの大きさと、個人の持つ脆弱性との相関関係にあるとされている。つまり、かつてのように個人のなりやすさに要因を求めるのではなく、本人にどれだけ強い心理的負担がかかっていたかを考えることが大切なのである。このような本人を取り巻く生活状況を疾病の要因として考えることは特に働く人達に対しては重要であり、身体的過労対策の中ではこのような考えが認識されている。

そして、精神疾患、精神疲労が増えている現状において、その労災判断基準として以上のような考え方にたち、「心理的負荷による精神障害等に係わる業務上外の判断指針について」（平成11年9月14日労働省）が策定された。この中で、労災請求事案を業務上とする判断要件として、①「対象疾病に該当する精神障害を発病していること」、②「対象疾病の発病前おおむね6ヶ月の間に、客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷が認められるこ

と)、③「業務以外の心理的負荷及び個体要因により当該精神障害を発病したことは認められないこと」としている。

以上の要件に基づき、被災職員について検討したい。

まず、①「対象疾病に該当する精神障害を発病していること」を満たしているか。

先に述べたように、被災職員が自殺に至るまでの心理的変遷を検討するに5月の連休明け頃よりうつ病が発症したと考えられ、①を満たす。

②「対象疾病の発病前おおむね6ヶ月の間に、客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷が認められること」を満たすか。

教職員の労働時間は、職務上残業手当がつかず、残業記録がはっきりしていないのが現状である。それゆえ、一般的教職員の職務実態や本人の職務状況に関する各資料を考慮し判断する必要がある。

通常の教職員の職務状況は、夜7時から8時頃まで仕事をし、その上、家に持ち帰り仕事をしなければならない場合も少なくない。さらに、土、日や休日こは、クラブ活動の顧問として仕事をしなければならない。また、子供たちの問題も増大し多様化し、社会問題化している。このような中で、クラス運営や生活指導がかなり大変になっている。

このように、教職員の一般的業務自体が、以前より身体的、精神的過重性を帯びているのである。それゆえ、教職員の精神疾患が増えているのである。

文部科学省の統計によれば、平成15年度における公立小、中、高教職員の精神疾患による休職者は前年度より507人増え過去最高の3,194人となった。この10年間で約2.7倍になっている。

事実、私が、仙台市教育委員会の教職員のための心の相談医としてのかかわりや、開業医としての診療を通じて感じることは、今まで何も問題もなく、むしろ周りから評価されていた経験豊富な先生方が精神的疲労を訴え自信をなくしてしまうケースが多いことである。これら発症経過で共通しているのは、先生個人に教師としての資質の問題性や、なりやすい要因があるのではなく、子供たちの問題や、親とのかかわりの中で、今までの経験が通用しなくなったり、先生1人では解決できない問題も増えている教育現場の現実である。このような状況により、悩み続け疲労した結果といえるのである。そして、日常勤務も先に述べたように夜遅くまで、仕事柄休みも取りにくいのが現実である。これが、一般教職員の現状なのである。

被災職員も通常このような勤務状況だったと判断できる。そして、平成12年4月、さらに心理的負担が加わるのである。そのひとつが転勤であり、その状況での6年担任である。

6年の担任というのは、学年の中では、1年担任同様に大変な学年といわれている。それは、新学期のスタートにあたり、入学式の準備等忙しく活動する事が求

められる学年であり、また、卒業準備に向けての忙しさのみならず、生徒自身が卒業に直面していく中で心理的に不安定になることが多く、より気を使う学年でもあるからである。そのような学年の生徒を転勤したばかりで、それぞれの生徒の状況がなにもわからない被災職員が受け持つこと自体がそれは大変なことである。しかも、そのみならず、研究主任という職責も任されるのである。そして、この年度の研究主任という仕事の内容は、これまでの内容とは違って、まったく初めての課題の取り組みとなるのである。

文部科学省が「総合的な学習の時間」を教育課程に組み入れることを方針とした初年度であり、これに向け具体化するのが、研究主任としての被災職員の課題だったのである。

この「総合的な学習の時間」に関しては準備が大変であり、教職員の多くが負担を感じているのである。被災職員は、「総合的な学習の時間」について、学内では誰もが未経験である状況下で研究主任として取り組まなければならなかったのである。転勤したばかりで、児童、保護者、地域の実態もわからず、それまでの研究の経過もわからない、職場環境の下においてである。それゆえ、誰にも相談できず、一人悩んでいたことがうかがい知ることが出来る。4月以降、家にもこの課題を持ち帰り仕事をする日々が続くのである。そのような中で、5月の連休明けにはうつ状態に陥ったと判断したとき、被災職員に対して何らかの心理的過重がかかっていたと考える必要がある。何故ならば、当初に述べたように、精神疾患の発症は、本人に対するストレスの大きさと、本人の持つ脆弱性との相関性によるとされている。つまり、通常精神的に健康な人であっても、かなり大きな心理的ストレスが加われば、精神疾患を発症する可能性があり、他方、神経質等の精神的弱さがある人でさえ、本人にとっては悩ますエピソードがあるゆえ発症するからと考えられているからである。それゆえ、被災職員に対して同様に考えたとき、5月までの間に何らかの悩ます出来事があったと考えることが出来る。その事を検討した場合、以上のような転勤をはじめとする心理的負担になる職場状況の中にいたからと判断することが出来る。被災職員の言動からも、私的生活で悩んでいたとは推定できないし、それに関するエピソードもない。

それでは、被災職員に対して心理的負担をかけたと判断できる当時の職場状況は、客観的にみて相当過重といえるだろうか。この際、検討するに当たって大切なことは、心理的負担になったであろう各要因をそれぞれ単独に判断するのではなく、本人に対する負荷状況、たとえばそれぞれの要因が連続的に負荷されたのかどうか、まとめて同じ時期に負荷されたのかどうか、等を合わせて検討することである。このような視点に立ち被災職員の職場状況を検討する。平成12年4月の転勤を契機に6年担任や、研究主任等の心理的負荷要因が発生してくる。先に述べたように、これら一つ一つでさえ心理的負担になりえる。ところが、被災職員にとっては、同じ時期にこれらが合わさり負荷されるのである。日頃のスト

レスある教職の中、なおさらである。被災職員は、複合的に心理的負荷を帯びていくのである。このような状況を客観的に総合的に検討したとき、よくありえる、通常耐えうるような軽い心理的負荷ではなく、かなり大きな心理的負荷があったと判断できる。

それゆえ、対象疾患の発病前おおむね6ヶ月の間に、客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負担が認められた、と判断でき、②を満たす。

他方、被災職員に対する強い心理的負荷要因は、職場以外では、私的、生活上において悩み、苦しむような負荷要因は見当たらない。また、15年間これまで、きちんと教職を勤めており、些細なことに悩み、精神疾患に罹患しやすい脆弱性を持っていたとは認められない。

よって、③「業務以外の心理負荷および個体要因により当該精神障害を発病したことは認められないこと」を満たす。

以上、三つの要件を満たすことになり、被災職員がうつ病を発病した原因は、業務による心理的負荷によるものと評価でき、うつ病により自殺に至ったと判断できる。したがって、本件自殺の原因にも業務起因性が認められる。

## 第8 上記認定事実等を検討した結果、当支部審査会は次のように判断する。

### 1 公務上の災害認定の在り方

#### (1) 認定基準

地方公務員災害補償法施行規則（以下単に規則という）第1条の2は「公務上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、障害及び死亡並びに別表第1（以下単に別表という）に掲げる疾病とする」と規定し、別表1は8号で「前各号に掲げるもののほか、公務に起因することの明らかな疾病」掲げる。

その解釈については、支部長宛の通達である「公務上の災害の認定基準について」（以下「認定基準」という。）が存在する。認定基準の記2キでは「アからカまでに掲げるもののほか、公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病」が別表1の8号に該当するとし、その疾病と相当因果関係をもって生じたことが明らかな死亡は公務上のものとする。疾病のなかでも精神疾患に起因する自殺事案については「公務上の災害の認定基準について」（以下「基準」という。）との通達が存在する。

基準は、精神疾患に起因する自殺が公務上の災害と認められる要件として（なお以下の摘示は本件に関連するものの要点である）、「自殺前に公務に関連して特別な状況下における職務により、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務を行うことを余儀なくされ、強度の肉体的過労、精神的ストレス等の重複又は重積によって生じる肉体的、精神的に過重な負担に起因して精神疾患を発症していたことが医

学経験則に照らして明らかに認められること」、「個体的・生活的要因が主因となって自殺したものでないこと」を規定する。

そして基準は「特別な状況下における職務」について「大規模プロジェクト、制度の創設などに伴う対応など、通常の日常の職務に比較して特に困難な職務を行うことを命じられるなどして当該職務に従事したこと」を例示し、「強度の肉体的、精神的ストレス等の重複又は重積」については「1ヶ月程度以上にわたって行う過重で長時間に及ぶ時間外勤務（週数十時間程度の連続）」「人事異動などによる急激かつ著しい職務内容の変化（に準ずる精神的ストレスなどを発生させる諸事情）」を例示する。

(2) 検討すべき要件

以上から本件で検討すべきは次の5点が認められるか否かである。

- ① 「大規模プロジェクト、制度の創設などに伴う対応など、通常の日常の職務に比較して特に困難な職務を行うことを命じられるなどして当該職務に従事したこと」
- ② 「1ヶ月程度以上にわたって行う過重で長時間に及ぶ時間外勤務（週数十時間程度の連続）」
- ③ 「人事異動などによる急激かつ著しい職務内容の変化（に準ずる精神的ストレスなどを発生させる諸事情）」
- ④ 「個体的・生活的要因が主因となって自殺したものでないこと」
- ⑤ 「強度の肉体的過労、精神的ストレス等の重複又は重積によって生じる肉体的、精神的に過重な負担に起因して精神疾患を発症していたことが医学経験則に照らして明らかに認められること」

2 「大規模プロジェクト、制度の創設などに伴う対応など、通常の日常の職務に比較して特に困難な職務を行うことを命じられるなどして当該職務に従事したこと」

(1) 被災職員が研究主任を担当した「総合的な学習の時間」は、自ら課題を見つけ、自ら学び考え主体的に判断し、問題を解決する資質や能力を育てること、学び方やものの考え方を身につけ問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己のあり方生き方を考えるようにすることをねらいとするものであり、平成14年から年間授業時間数105時間から110時間で完全実施されることになっていた。このような学習時間の導入は我が国で初めてのことで、しかも他の教科とは異なり教科書はなく、学習内容も各学校の自主性に委ねられていた。これは従来の知識偏重の教育の反省に立って生徒に生きる力を身につけさせるという新たな観点から導入されたもので「大規模プロジェクト」と評価して差し支えないものである。

(2) そして各小学校ではその導入に備えて平成11年から3年間、校内研究の対象とされた。被災職員はその2年目の校内研究の研究主任を担当したものであるが、被災職員は研究主任自体が初めての経験であること、研究自体が3ヵ年計画の2年目

で未だ研究の基本構想すら固まっていたのか判然としない状態であったこと、前任者は既に他校に転出していて研究の引継ぎや相談ができなかったこと、前記のとおり全く初めての授業形態でかつ指導の基準となる教科書すら存在しないことなどを考慮すると、「通常の日常の職務に比較して特に困難な職務を行うことを命じられた」と評価することができる。

3 「1ヶ月程度以上にわたって行う過重で長時間に及ぶ時間外勤務（週数十時間程度の連続）」

- (1) 請求人の陳述によれば、被災職員の自宅には被災職員が使用する仕事部屋があり持ち帰りの仕事はその部屋でしていたが、山下小学校勤務当時までは毎日仕事を家に持ち帰ることはなく居間で子供や請求人と過ごしていた。それが貞山小学校に転任してからは毎日仕事を家に持ち帰り、遅いときには深夜3時位まで仕事部屋に籠もるようになったとされている。請求人によれば仕事部屋には仕事以外で被災職員がいることはなく、また仕事部屋はいつもオープンにされており被災職員が何時まで仕事部屋にいるかは電気がついていてるので分かるかとされている。
- (2) この点について原処分ではそもそも「被災職員はあくまで個人的事情により自宅での作業を選択しており業務が繁忙であり自宅で作業せざるを得ないような事情は客観的に認められないとする。

しかし、被災職員は転勤直後で学校の事情を全く分からない状況の下で6学年の担任を命じられている。学級担任は教科の授業以外に生徒指導、採点業務、教材研究など行事予定にはあられない業務を担当しているが、6学年は他の学年に比して授業時間も多く教科も多岐に及ぶのみならず、最上級生として当該学級のみならず学校全体の行事について指導的な役割を担わなければならないものであって、その担任としての業務は他の学年に比して遙かに多忙であったと認められる。しかも新学期当初は家庭訪問、運動会の準備などで特に多忙な時期であった。これらの点は石垣参考人、堀籠参考人、加藤参考人、横須賀参考人の各陳述から明らかである。ことに堀籠参考人は被災職員同様「総合的な学習の時間」の研究主任を命じられたものの、学級担任は持たず本来の学級担任のサポートして4年生と6年生の算数の授業を受け持つという軽減措置がとられており、かように学級担任の業務を免除されていたからこそ研究主任の業務を全うし得たと述べている。従って転任直後の6学年の学級担任を命ぜられた被災職員としては、日中の業務時間はほとんど全て学級担任としての業務遂行に充てられたと見るべきで（それでも足りなかったかもしれないが）、「総合的な学習の時間」の研究主任としての業務は全て家に持ち帰って遂行したと推認される。

原処分の理由では「自宅での作業時間すべてを研究主任としての作業に費やしていたのか私的業務に費やしていたのか判断することはできないし、自宅での作業時間もあくまで請求人の推測の域を出ない」とする。しかし、学校長は転任直後の被災職員に対して上記のような特殊な性格を有する研究主任を命じながら、学級担任

を免除するような業務軽減措置をとらず、6学年という最も多忙な学年の担任を命じており本来の業務時間でそれを全うすることができないことは明らかであった。しかるに学校長は残業に関して特段の指示をした形跡はなく、そのような場合被災職員としては命じられた業務遂行のために自宅に仕事を持ち帰らざるを得ないのは当然であり、自宅残業についての客観的な資料が存しないのは学校長として部下教職員の業務実態の把握方法を講じなかった結果に過ぎない。

- (3) もちろん正確な記録がないわけであるが、各参考人の陳述によれば6学年の学級担任をしながら研究主任の業務を勤務時間内に遂行することは不可能であることは明らかで、毎日保育所に子供を迎えに行くほどの子煩悩な被災職員が無意味に仕事部屋に籠もる必要性が考えられない以上、請求人が「被災職員が仕事部屋にいた」と述べる時間はほぼ研究主任としての業務に費やされたと推認することができる。その時間は1日に仮に午後8時から12時の4時間の作業時間としても土曜、日曜を含めれば優に週あたり28時間となり20時間を超えることは明らかである。

#### 4 「人事異動などによる急激かつ著しい職務内容の変化（に準ずる精神的ストレスなどを発生させる諸事情）」

- (1) この点について原処分はその理由で、①勤務先を異にする異動は被災職員に限ったことではない、②6学年を初めて担任するわけではなく異動に伴って6学年を担当することになっても特に過重な職務であったとは認められない、③研究主任を担当したことについては被災職員が既に赴任する前年度の平成11年度から着手しており研究の下地はできつつある時期であった、④当時「総合的な学習の時間」についての校内研究は他の小学校でも行われており前任校の山下小学校でも同じ総合的な学習の時間についての研究が行われており被災職員にもある程度のノウハウがあった、⑤平成12年度管内小・中学校校内研究研修会が実施されている、⑥初めての学校で6年生を担当しながらの研究主任という人事はあまり多くはないと思うが通常ほとんどあり得ないとは言いきれないので、上記要件に該当しないとするようである（原処分の理由は摘示事項の何が要件のどの文言に関係するのか判然としないのでこの要件について述べている理由が不明であるが）。
- (2) 確かに一つ一つを分断して検討の俎上に載せればそのように言えるかもしれないが、有害事象は時として1+1を3にも4にもするのであり、そのような判断方法は木を見て森を見ないものと言わざるを得ない。教諭と言えども一人で業務を遂行できるものではなく上司、同僚の支援を得て初めて十全な能力を発揮するものであってそれには転任後一定の時間的経過を要するのは当然である。既に述べたように6学年が他の学年に比してその負担が過重なのは明らかである。また提出された資料からすれば平成11年度の研究成果を客観的に明らかにするものは皆無で、むしろ被災職員の作成した資料からすれば本研究の基本構造から検討し直していることが窺えるのであって校内研究の下地ができていたとは認められない。さらに平成12年度管内小・中学校校内研究研修会は僅かに半日の研修であって被災職員の研



究業務の遂行を軽減させたとは評価できない。そして「初めての学校で6年生を担当しながらの研究主任という人事はあまり多くはないと思うが通常ほとんどあり得ないとは言いきれない」との所属の見解は極めて示唆的である。日常用語例として「通常ほとんどあり得ないとは言いきれない」との表現は「絶対にあり得ないとは言えないまでも通常はほとんどない」との表現と解するのが常識である。

- (3) 転任直後であること、初めての研究主任であること、研究対象が前記のように大規模プロジェクトと評価されるものであること、6学年の担任を命ぜられたこと、前年度までの研究成果が明らかでないこと、それにもかかわらず業務軽減措置と考えられる措置が全くとられていないことなどを総合すれば、「人事異動などによる急激かつ著しい職務内容の変化ないしそれに準ずる精神的ストレスなどを発生させる事情」があったと認められる。

5 「個体的・生活的要因が主因となって自殺したものでないこと」

被災職員にはこれまで精神疾患の既往歴はなく、家族関係その他で精神疾患を発症する要因となる事情も見られない。従って個体的・生活的要因が主因となって自殺したものでないことは明らかである。

6 「強度の肉体的過労、精神的ストレス等の重複又は重積によって生じる肉体的、精神的に過重な負担に起因して精神疾患を発症していたことが医学経験則に照らして明らかに認められること」

- (1) 支部相談医の意見書によれば、「被災職員が精神疾患を発症したのは平成12年5月8日頃で、その原因は転勤後の校務分担で6学年の学級担任と校内の研究主任という二つの業務を分担せざるを得なかった事による過度の精神的負荷にあったと思われる」「この意味では心因性の抑うつ状態であったと推定される」とされている。

また、精神保健指定医で仙台市教育委員会教職員のための心の相談医である笠原秀樹医師もこれに沿う見解を示している。

- (2) これについて原処分の理由の中で、理事長が委嘱した複数の専門医の合議結果としての鑑定意見である「本件に係る医学的知見」では、4月下旬頃からうつ状態が悪化してうつ病エピソードを発症したと推測され、同年5月8日頃には本件精神疾患を明らかに発症していたと考えられるとされている。
- (3) 以上によれば被災職員が「強度の肉体的過労、精神的ストレス等の重複又は重積によって生じる肉体的、精神的に過重な負担に起因して精神疾患を発症していたことが医学経験則に照らして明らかに認められること」の要件を満たすことは明らかである。

なお、支部相談医の意見には自殺の動機についての言及が含まれるが動機についての医学的証明は本件認定要件ではない。

また、理事長が委嘱した複数の専門医の合議結果としての鑑定意見である「本件

に係る医学的知見」では上記で指摘した事実以外の意見の記載もあるが、それぞれの専門医の意見の内容も合議の内容も詳らかでないから上記判断を左右しない。

## 7 結論

以上から本件は公務に起因した自殺と認めるべきであるから、処分庁が請求人に対して行った公務外認定処分は失当であって取り消されるべきである。

よって、主文のとおり裁決する。

平成21年6月18日

地方公務員災害補償基金宮城県支部審査会  
会 長 坂 野 智 憲

本謄本は原本と相違ないことを証明する。

平成21年6月19日

地方公務員災害補償基金宮城県支部審査会  
会 長 坂 野 智 憲